

令和6年度第8回多良木町議会(3月定例会議)							
招 集 年 月 日	令和7年3月11日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年3月11日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和7年3月11日		午後04時01分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	5番	源 嶋 た ま み		9番	落 合 健 治		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課			
	教 育 長	松 岡 里 益		住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	職 務 代 理 者						
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課			福 祉 課			
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第15号	損害賠償の額を定めることについて
議案第54号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第55号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第56号	令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について
議案第57号	財産の無償譲渡について
議案第58号	財産の無償貸付について
議案第59号	多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて
議案第60号	多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第61号	多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第62号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第63号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第64号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第65号	多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第66号	多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第67号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第68号	多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて
議案第69号	多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第70号	多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第71号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第72号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第8号）
議案第73号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第74号	令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第75号	令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第76号	令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第77号	令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第78号	令和 7 年度多良木町一般会計予算
議案第79号	令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第80号	令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第81号	令和 7 年度久米財産区特別会計予算
議案第82号	令和 7 年度多良木町上水道事業会計予算
議案第83号	令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算
議案第84号	令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第85号	令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
ただいまから、令和 6 年度第 8 回多良木町議会（3 月定例会議）を開きます。
これから、本日の会議を開きます。
議会運営委員長の報告を求めます。
9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

それでは、報告を始めます。
令和 6 年度第 8 回多良木町議会（3 月定例会議）。
まずは、おはようございます。
令和 7 年 3 月 5 日及び本日 3 月 11 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 6 年度第 8 回多良木町議会（3 月定例会議）の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。
会議日程については、本日 3 月 11 日から 3 月 19 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。
本日、日程第 3、報告第 15 号について報告を受けたあと、日程第 4、議案第 54 号の審議・採決をお願いいたします。
日程第 5、議案第 55 号から日程第 35、議案第 85 号につきましては説明のみとし、3 月 17 日に審議・採決をお願いいたします。
3 月 18 日は、一般質問を行います。今回、3 名の方より通告があります。
通告書のと通りの順番で行いますが、町長施政方針に対する質問と両方される場合は、一般質問の後に引き続き施政方針に対する質問を行っていただきます。
この場合の質問時間は、両方合わせて 120 分となっております。
施政方針に対する質問のみの場合は、一般質問者 3 名の後に提出順に質問することといたします。
請願・陳情につきましては、今回 3 件の提出がございましたが、すべて議長預かりといたしました。
3 月 19 日、議会最終日の人事案件 2 件につきましては、起立による表決とし、日程第 3 において、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。
また、議員発議 2 件の審議・採決も、議会最終日をお願いいたします。
以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。
なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。
以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま、議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番、源嶋たまみ議員、9 番、落合健治議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度11月分、12月分、1月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いします。

公立多良木病院企業団、8番、猪原清議員。

○8番（猪原清議員）

おはようございます。

報告の前にちょっと今、花粉症がひどくて鼻声ですので、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお聞きください、はい。

それでは球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。

令和7年第1回定例会は、2月26日水曜日に招集され、会期を1日として開催されました。

議案7件、同意が1件、一般質問2件です。

条例の一部改正について、球磨郡公立多良木病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、補正予算に関しまして、令和6年度、球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第3号）、令和7年度予算に関して、令和7年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について、令和7年度球磨郡公立病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計予算、令和7年度球磨郡公立多良木病院企業団病児・病後児保育特別会計予算について、令和7年度水上村立古屋敷診療所特別会計予算について、それと令和7年度槻木診療所特別会計予算について。

同意としまして、監査委員の選任同意について、監査委員のうち識見を有する者として選任している代表監査委員の任期満了に伴い、後任の監査委員の選出を行いました。

なお、今回の予算計上につきましては、将来の持続可能な企業団運営を念頭に、職員の賞与において1か月分の減額を計上されました。

大変厳しい予算の計上ですが、今後の経営状況を鑑み支給を検討するとされました。

なお、一般質問では、多良木町選出の猪原清議員が球磨支援学校跡地の譲受交渉と活用について、多良木町選手の久保田武治議員から経営強化プランについてと、ご意見・ご要望書の投函について行われました。

以上、慎重審議され、いずれも議案につきましては、議案と同意につきましては全会一致で可決されました。

なお、詳細につきましては、私を含む公立病院企業団議員の5名のほうに問い合わせただければお答えいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、人吉球磨広域行政組合、5番、源嶋たまみ議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和6年第4回定例会が令和6年12月25日水曜日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第9号、人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算につきまして、議案ごとに審議採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決しました。

議案第11号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額補正につきましては、議決の特例に関わるため、起立採決を行い、全員が起立し、原案のとおり可決し、閉会

いたしました。

次に令和7年第1回定例会の報告をいたします。

令和7年第1回の定例会は、令和7年2月27日木曜日、10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

新たに町長になられた多良木町の石井町長の挨拶がありました。

議席の指定では、多良木町選出議員を8番に指定され、新たに選出された前田議員の挨拶がありました。

会期の決定では、2月27日開会、2月28日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする、27日間に決定しました。

議案第1号から議案第8号及び同意第1号までの9件の提案理由を一括して、代表理事から説明を受け、議案第6号の令和6年度一般会計補正予算については、審議の後、採決し、残りの議案については、3月25日の閉会日に採決することになりました。

同意第1号の監査委員の選任につきましては、今まで五木村から選出がなかったため、五木村の田山淳士議員を監査委員に選任し、採決いたしました。

新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会では、建設予定地である、あさぎり町の広域行政組合所有地の隣接地区への説明や説明会のスケジュールについて報告を受けており、令和7年度は建設予定地までの搬入路線の測量設計予算2,142万円を当初予算に計上されています。

なお一般会計経費の負担金の総額は、16億253万1,000円で、多良木町の負担金は、運営費が881万8,000円、斎場費が1,406万1,000円、清掃費が1億4,696万8,000円、合計の多良木町負担が1億6984万7,000円となっております。

なお、ご不明な点などがありましたら、前田議員か私にお尋ねください。

これで人吉球磨広域行政組合議会の定例会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、上球磨消防組合、9番、落合健治議員。

○9番（落合健治議員）

改めましておはようございます。

上球磨消防組合の報告をいたします。

令和6年第3回上球磨消防組合議会臨時会、これが令和6年12月26日に行われました。

日程第1、会議録署名議員の指名を豊永議員、森岡議員に決定し、会期を1日限りとした。

行政報告が中嶽組合長よりありまして、日程第4では同意第1号、監査委員の選任同意について、山崎信治氏を選任することとし、全会一致で原案のとおり同意いたしました。

令和7年第1回上球磨消防組合議会定例会が令和7年2月28日に行われました。

日程第1、会議録署名議員を橋本議員、倉本議員といたしまして、会期の決定を1日限りとした。

行政報告が中嶽組合長よりあり、日程第4、議案第1号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第2号、上球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第7、議案第4号、令和7年度上球磨消防組合一般会計予算、8億6,400万円とする一般会計を、内容といたしましては、ポンプ車の更新に伴う備品購入費、デジタル無線機器ネットワーク更新の委託料、東分署庁舎電気設備改修事業の工事請負費など、本議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

日程第8、上球磨消防組合議会議員の派遣について、熊本県消防救助技術大会視察研修を令和7年5月23日に行うこととし、全会一致で決定いたしました。

一般質問のほうは今回はありませんでした。

詳細につきましては消防議員である豊永議員、そして私までお願いいたします。

これで、上球磨消防組合の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長職務代理者から行政報告の申出がありますが、配布しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。
ここで、町長から施政方針に関する発言の申出がっておりますので、これを許可します。
町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

おはようございます。

2月19日付けで多良木町長に就任いたしました、石井淳一でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今から私の施政方針を申し述べたいと思います。

今後における町政運営に対する私の所信、そして施政方針を述べさせていただきます。

多良木町は、町村制施行に伴い明治22年、初代淵田勇蔵村長の「多良木を上球磨の中心都市にする」との計画をもとに町づくりが進められ、その意志は130年を超えて受け継がれ、球磨人吉地域で確固たる地位を築き、発展してまいりました。

近年、人口減少と少子高齢化が未来に大きな不安感を与えております。

昭和22年から過去最高の約270万人が生まれました昭和24年の第1次ベビーブーム、毎年約200万人が生まれた昭和46年から昭和49年の第2次ベビーブーム。ですが、平成28年には100万人を割り、現在では70万人台。速報値ですが、厚生労働省の令和6年のまとめでは統計を取り始めて最も少ない72万人でした。亡くなられる方は約150万人でしたが、令和6年の速報値ではさらに増えて161万人と増えたことがわかります。

多良木町では、出生数約30人に対して毎年約180人が亡くなられており、昭和30年の旧多良木町、久米村、黒肥地村が合併した頃に約2万人だった人口は、すでに1万人を割り込み、現在約8,300人。2050年には4,000人台になりそうですが、それも通過点にすぎませんし、高齢化率はさらに高まってまいります。

また今年30人生まれたとして、その子どもたちが高校を卒業する頃に50人や100人に増えることは考えられず、言い換えれば可視化できる部分でございます。

球磨人吉地域では、高校を卒業する生徒約550人のうち、卒業後に地元に残るのは1割に満たない約50人しか残らないのが現状であります。多良木町にあてはめるならば、今年度誕生した子どもたちが高校を卒業する頃には3人ほどしか残らないことになります。

現在もですが、今後は15歳から64歳の社会の中核を担っていく生産年齢人口は減り続け、人口ピラミッドは支えのないワイングラスのような形になるのではないかと考えております。

周辺地域や身の回りでは、すでに起こっておりますが、労働力不足、医療と介護の人手不足、消費者の減少、消費者の中心が高齢者、マーケットの縮小、税収減、行政力の低下、空き家の増、国民健康保険や水道料金の値上げ、消防団員確保の問題、交通や買物が困難になる人の増加などが見込まれ、また生産年齢人口が少なくなるということは新しい家を建てる人も減少していくと思われますし、物流関係ではすでに運転士不足もすでに起こっております。

次に、多良木町のポテンシャルの部分について述べさせていただきたいと思います。

農業と林業が基幹産業です。

また、幸いにして、多良木町には、安心安全の要である多良木警察署、上球磨消防組合、公立多良木病院が立地しております。

また、上球磨の中心で、球磨郡の雄と言われた町だけであって、医療、介護、建設、酒造、製造、スーパー、飲食店、タクシー、ガソリンスタンド等の各種業態も多く、暮らしに欠かせないものがそろっているのも大きな特徴で、新卒、Uターン、Iターン、転職組の働く場所の選択肢も数多くあります。

視野を広げるならば、多良木町に住んでいただき人吉球磨の企業や事業所に勤務することもできます。

歴史的魅力もありますし、教育環境も子育て支援策も整備され、不便さは少なく、暮らしやすい地域であると考えます。

大きな数字もございます。

公立多良木病院で働く人は約420人、外来は1日約380人で、毎日800人が行き来いたします。1年間365日で約29万人。

新型コロナウイルス禍で22万人に落ち込んでおりますが、令和元年度の観光客数は約33万人で、そのほかにも多くの企業や事業所、学校もあることから合計した数字はもっともっと大

きく膨らむはずです。

また、上球磨地域の水上村では、陸上長距離のスポーツ合宿の事業を展開されており、箱根駅伝を制した青山学院大学を筆頭に、強豪で知名度の高い実業団、大学、高校の選手が延べ約1万人が訪れております。

湯前町では、漫画の町づくりが進められ、有名な漫画家がイベント開催時に訪れてファンと交流したり、漫画家の特別展の開催時には、県内外から湯前町に訪れられておりますし、全国からも注目されております。

隣接した町としてアプローチしていく必要があります。そこにふるさと納税が増えるヒントも潜んでいると思っております。

これまでのように、多良木町をただの通過点させないためにも電光掲示板や合宿先への特産品の売り込み等で発信力ある方たちに多良木への関心を高めたいと考えております。

また、多良木町は、上球磨の住民の方だけではなく、隣接する宮崎県の椎葉村、西米良村の方々の生活圏、経済圏、医療圏でもありますし、地域全体の牽引役としての役割は、これまでと変わっていないと思います。そうしなければ、地域全体の衰退につながると考えます。広域的な視点が今後の多良木町の大きなヒントになると考えております。

情報技術の進展がどのレベルまで進むかの未来予想はできませんが、企業進出や誘致企業、事業拡大等に伴う工場移転等のチャンスがあった際に、手をあげることができる場所、税制面での優遇措置などの条例整備も皆さまのお知恵をいただきながら準備しておかなければならないと考えております。

私は危機感と町のポテンシャルをオープンにして皆さまと共有させていただき、住民の皆さま、議会の皆さま、町職員の皆さまの理解と協力を得ながら、住み慣れた地域での今の暮らしを守り、人口減少と少子高齢化を踏まえて、上球磨の中心との130年を超える意思を受け継いで、未来を見据え、コンパクトで防災力の高い、安心安全で夢と希望のもてる町にしていくことが必要だと考えております。

キャッチフレーズは「夢・希望・未来ある町に！多良木アップデート」。

4年間、全身全霊で町政運営にあたりますので、議員の皆さま、そして町民の皆さまの絶大なるお力添えをたまわりますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

選挙時に掲げました政策は、制度設計をしっかりとたて議会の皆様の理解を得ながら補正予算で提案したいと考えております。

以上、私の所信としたいと思います。

続きまして令和7年度当初予算等について説明させていただきます。

令和7年度の予算は、一般会計予算78億9,400万円、特別会計予算39億3,450万6,000円、総額118億2,850万6,000円といたしました。

一般会計予算の総額は前年度に比べ2億1,100万円増、2.7%増となっております。委託料、負担金補助、備品購入等の増が主な理由でございます。

歳入では、自主財源が29.12%、前年度25.43%、依存財源70.88%、前年度74.57%となっております。

次に、各課の主な予算について申し上げます。

まず、総務課関係につきましては、町の総合開発計画及び実施計画に基づき健全な財政運営を行うため中期財政計画を策定しており、中長期的な観点からも予算を編成しております。特に過去に実施された大規模事業において起債を活用しており、償還予定額について十分配慮する必要があるものと考えます。令和7年度は、経済状況の変化により人件費や物件費等ほとんどの経費が上昇する見込みであること、また、国が進める電算システムの標準化やデジタルトランスフォーメーション事業の推進により、電算関連経費が増加すること及び公債費が増加することが見込まれております。このことから、年度途中においても歳入と歳出決算見込みのバランスを見極めて財政運営を行います。

危機管理防災課関係では、災害対策につきまして、多良木町民体育館敷地内に貯水機能付き給水管、いわゆる銀玉の整備費を予算計上しております。また、近年の猛暑等に対応するための避難所環境の向上を図るため、令和8年度に整備を予定しております町民体育館空調設備の設計業務委託費を、令和7年度において予算計上し避難所の機能強化を進めてまいります。

交通安全防犯関係では、今年度も区の要望により、カーブミラー・ガードレール及び防犯灯の

設置整備を行い、交通防犯環境の安全性の向上を図ってまいります。

企画観光課関係では、たらぎ財団で取り組んでいるふるさと納税応援寄附事業について、令和 6 年度は過去最高額を獲得いたしております。令和 7 年度も寄付額増加を柱に人材育成など、地元根づいた運営を行っていくよう支援していきたいと考えております。また、文化財関連に関しましては、令和 7 年秋の告示をもって多良木相良氏遺跡は国史跡指定の予定でございます。今後は多良木相良氏遺跡の公有化、保存活用計画・整備計画により史跡公園を目指すとともに、青蓮寺境内の基壇調査を行い青蓮寺の歴史的価値を向上させ、青蓮寺阿弥陀三尊の国宝化を目指したいと考えております。

税務課関係では、町税などの収納について令和 5 年度決算で現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率が町民税で 96.87%、固定資産税で 94.30%、国民健康保険税で 75.32%と年々向上しており、今後とも収納率の向上に取り組み、税収の確保に努めてまいります。

住民はけん課関係では、健康寿命の延伸を実現するため、生活習慣病予防及び重症化予防を重点施策に掲げ、取り組みます。具体的には、健診の受診率向上と併せて保健指導の実施を徹底することで、自分の健康状態を理解し、生活習慣病を予防するとともに、疾病などの早期発見や早期治療につながるよう努めてまいります。熱中症予防対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における適切な対処の働きかけが重要でございます。そこで、暑さをしのぐ熱中症予防休憩所を、公共施設をはじめ、民間の協力を仰ぎながら、段階的に数を増やしてまいります。

福祉課関係では、以下の主要施策を推進いたします。民生費では、障害福祉サービス給付費、子育て支援費、高齢者が安心して暮らせる支援策検討ニーズ調査費、民間移管後の多良木学園への運営支援補助金を計上しております。介護保険特別会計では、要介護者の重度化予防、機能維持・改善を図るための介護サービス負担金及び介護認定審査会システム標準化対応負担金を計上しております。

産業振興課関係におきましては、現在、社会を取り巻く環境は時代の変遷とともにその厳しさが顕著になってきております。本町においても、少子高齢化により労働力不足が進んでおります。そのような中で如何に未来を引継ぎ、発展させるかが課題と捉えます。農業振興におきましては、地域の方々に農地や農業施設を維持管理いただきながら、高齢化する耕作者の負担軽減や天候不良に対応し産地維持を図るとともに、耕畜連携により遊休農地の発生を抑制します。商工業振興につきましては、商工会との連携を図り、町内商工業の振興を図るとともに、町外からの集客により地域経済の循環を起こす取り組みを行います。

建設課関係では、町道関係として、令和 2 年度より社会資本整備交付金事業で取り組んでおります町道中島線改良工事及び町道蓑田小林線橋梁改築工事、住宅関係として、町営住宅小林団地 1 棟 4 戸の解体、口の坪地区町営住宅 4 棟 4 戸の建築、その他災害復旧事業として令和 5 年度、令和 6 年度災害復旧関係予算を計上しております。また、上水道事業におきましては、老朽管更新工事及び遠隔監視装置改修工事、下水道事業におきましては、管路点検調査関係予算を計上しております。

農林整備課関係では、林業関係のうち町有林において植栽から主伐まで行う循環型林業を目指しており、森林環境保全整備事業等を活用した造林事業の実施、民有林では森林の持つ公益的機能を発揮できるよう森林環境譲与税等を活用しつつ間伐の推進及び整備等、木材の利用促進等の予算を計上しております。農地整備関係では、県営水利施設等保全高度化事業により、第二多良木地区、鮎之瀬地区の用排水路改修工事を行っており、町、受益者の負担金を予算計上しております。また、令和 2 年 7 月豪雨により、林道、農業用施設等の災害が毎年発生しておりますが、早期復旧できるように努めてまいります。

生涯学習課関係では、令和 4 年度に創立 150 周年を迎えた久米小学校、本年度に 100 周年記念イベントを成功させた黒肥地小学校柳野分校、令和 7 年度には多良木小学校、黒肥地小学校が創立 150 周年の記念すべき年になりますので町としてもできる限りのバックアップを行う所存であります。また、ICT 教育の推進のための施策である GIGA スクール構想により、町内全児童、生徒、先生方に導入いたしましたタブレットの確実な更新作業を実施し、本町の ICT 教育環境のさらなる充実を図ってまいります。また、ハード面としましては、黒肥地小学校、久米小学校の屋内運動場の照明の LED 化に取り組み、翌年度には LED 化を含め多良木小学校の屋内運動場の改修工事を計画し本町の教育環境のさらなる改善に努めてまいります。社会教育の新

規事業といたしましては「奥球磨女子駅伝競走大会」が令和 8 年 3 月に開催されます。担当課を中心に開催に向け尽力していただけるものと思いますが本町への経済波及効果も期待するものであります。

以上をもちまして、私の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（宇佐信行議員）

これで、行政報告及び施政方針表明を終わります。

施政方針に対する質問がありましたら、明日、3 月 12 日正午までに質問通告書を提出願います。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和 6 年度第 8 回多良木町議会（3 月定例会議）の提案理由を説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は報告といたしまして、損害賠償の額を定めることについてが 1 件、同文議決といたしまして、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてが 1 件、条例等の議案といたしまして、公の施設における指定管理者の指定についてが 1 件、令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結についてが 1 件、財産の無償譲渡についてが 1 件、財産の無償貸与についてが 1 件、多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについてほか条例の制定及び一部改正が 13 件、令和 6 年度の補正予算が一般会計特別会計合わせて 6 件、令和 7 年度の当初予算が一般会計、特別会計等と合わせて 8 件、人事案件といたしまして、任期満了に伴います固定資産評価審査委員会委員及び農業委員会委員の選任同意が 2 件、全部で 35 件でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

日程第 3 「報告第 15 号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 3、報告第 15 号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

報告を求めます。

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

議案は 3 ページでございます。

報告第 15 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。

専決処分第 8 号、1、処分した事件、損害賠償の額を定めることについて。

2、相手方、住所、熊本県熊本市南区城南町今吉野 1295 番地、氏名、鈴木電設株式会社。

3、専決処分の理由、令和 6 年 11 月 19 日午前 11 時 50 分頃、八代市西片町 1660 番地、熊本県南広域本部駐車場にて会議終了後、出社時にハンドルを早く切ってしまい相手方が施工中のソーラーカーポート支柱を損傷させたもの。

この事故による損害賠償について、示談を成立するため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 2 号の規定により専決処分したものでございます。

4、専決処分の内容、損害賠償額 34 万 3,200 円、上記金額の内訳、物品修繕費 34 万 3,200 円

でございます。

以上で報告を終わります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 15 号「損害賠償の額を定めることについて」の報告を終わります。

**日程第 4 「議案第 54 号」 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する
協定の締結について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、議案第 54 号「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 54 号についてご説明申し上げます。

議案のほうは 5 ページでございます。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

次のとおり、人吉市との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明につきましては、説明資料のほうで行いますので、お願いいたします。

ページは、1 ページでございます。

主な内容でございますが、人吉球磨定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を要する中心地と、その中心市が行った中心都市宣言に賛同した近隣町村で形成される定住自立圏において、「集中とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものでございます。

当初平成 27 年 1 月 14 日に協定が締結され、令和 2 年 3 月 26 日に変更協定が締結されております。

今回令和 7 年度から 5 年間にわたる第 3 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定に伴いまして、協定の一部変更を行うものでございます。

なお、球磨郡市 10 市町村共に、それぞれ同文の議決を行う予定でございます。

新旧対照表のほうでご説明いたしますが、まず、別表第 1（第 3 条関係）でございますが、（1）の生活機能の強化に係る政策分野、6 その他、取組事項が消費生活相談業務の中におきまして、甲、人吉市でございますが、の役割に「及び消費者教育業務」を追加いたしまして、消費生活相談だけでなく、啓発活動を行うものとしております。

次に、別表第 2 でございますが、（2）の結びつきやネットワーク、強化に係る政策分野の 1 地域公共交通、取組事項が圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進の中におきまして、「取組内容」、「甲の役割」、「乙の役割」それぞれ文言を追加いたしまして、地域公共交通、これはくま川鉄道でございますが、につきまして、主要駅から路線バス等の乗継利便性など、利用者利便性の向上を図ることによりまして、将来的な圏域来訪観光客の地域間公共交通手段の向上を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 54 号「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」は、原案のとおり可決されました。
これから上程します日程第 5、「議案第 55 号」から日程第 35、「議案第 85 号」までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7 日目の 3 月 17 日に審議採決をお願いしたいと思います。
なお、これから先のタブレット運用は、「シェアモード」で行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 5 「議案第 55 号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 5、議案第 55 号「公の施設における指定管理者の指定について」、説明を求めます。
魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

議案は 11 ページでございます。
議案第 55 号、公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。
下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、多良木町物産館、所在地、熊本県球磨郡多良木町大字多良木字馬場田 1534 番地 4。
2、指定管理者、名称、多良木町物産館利用組合、組合長、甲斐憲吾、住所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1534 番地 4。
3、指定期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まででございます。
以上で説明を終わります。
どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 6 「議案第 56 号」 令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 6、議案第 56 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」、説明を求めます。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第 56 号についてご説明いたします。

令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について。

請負契約については、令和 6 年 12 月 13 日、第 5 回多良木町議会（12 月定例会議）において議決を経ていたが、その後工事内容の一部変更により、増額すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものでございます。

内容につきましては、事項名、契約金額でございます。

変更前が、1 億 7,653 万 7,240 円。

内訳としまして、変更前請負契約金額、1 億 7,050 万円、請負変更契約金額、603 万 7,240 円、うち取引に係る消費税額、54 万 8,840 円。

変更後、1 億 8,049 万 2,673 円。

内訳としまして、変更前請負契約金額、1 億 7,653 万 7,240 円、請負変更契約金額、395 万 5,433 円、うち取引に係る消費税額、35 万 9,584 円。

提案理由としまして、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 7 「議案第 57 号」 財産の無償譲渡について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 7、議案第 57 号「財産の無償譲渡について」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 57 号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

町有財産を次のように無償で譲渡することとする。

1、譲渡財産、（1）土地、所在地、地目、地積の順でご説明申し上げます。

多良木町大字黒肥地字長寺 6525 番 38、宅地、2770.67 ㎡。

多良木町大字黒肥地字長寺 6525 番 69、1129.12 ㎡。

（2）建物、多良木町大字黒肥地字長寺 6525 番地 38、構造及び床面積でございますが、木造ガルバリウム合板葺平屋、710.08 ㎡、建物の附属物、門扉、フェンス、グラウンド雨水吐き排水溝、木造倉庫・物置、26.49 ㎡。

（3）物品一式、別紙財産目録のとおりとしております。

2、譲渡の相手方、名称、社会福祉法人つつじヶ丘学園、代表者、理事長、栗崎英雄、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4180 番地 1。

3、譲渡の目的、令和 7 年 4 月 1 日より、多良木町立多良木学園の運営を社会福祉法人つつじヶ丘学園に移管するにあたり、移管後の運営に必要となる多良木学園に関する土地及び建物並びに物品を、上記相手方に無償で譲渡することにより、移管後の運営を円滑に行い、継続的な障がい児福祉事業を確保することを目的とするものでございます。

4、譲渡の時期、令和 7 年 4 月 1 日。

提案理由、町有財産を無償で譲渡するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

また、園舎、今回の園舎建物の財産処分につきましては、平成 22 年度県産材利用加速化促進事業木造公共施設補助金を活用し、園舎を改修しておりますので、財産処分にあたっては、国の承認が必要となってきますが、国に処分に係る処理を呈してありましたところ、令和 7 年 3 月 4 日付けで承認を、承認する旨の通知を受けております。

また、土地の財産処分にあたり、管理の面で分筆が必要となりましたが、令和 7 年 2 月 26 日付けで登記のほうも完了しておりますことを申し添えいたします。

以上で報告を終わります。

説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

開会より約1時間経過しましたので、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時55分休憩）

（午前11時01分開議）

日程第8 「議案第58号」 財産の無償貸付について

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第58号「財産の無償貸付について」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第58号、財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

町有財産を次のように無償で貸し付けることとするものでございます。

1、貸付財産、土地、所在地、多良木町大字黒肥地字長寺6525番67、地目、宅地、地積、788.13㎡。

2、貸付の相手方、名称、社会福祉法人つつじヶ丘学園、代表者、理事長、栗崎英雄、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1。

貸付けの目的、令和7年4月1日より、多良木町立多良木学園の運営を社会福祉法人つつじヶ丘学園に移管するにあたり、移管後の運営に必要となる多良木学園に関する土地を、上記相手方に無償で貸し付けすることにより、移管後の運営を円滑に行い、継続的な障がい児福祉事業を確保することを目的とするものでございます。

4、貸付の期間、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとするものでございます。

提案理由、町有財産を無償で貸し付けするには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

なお今回の土地の貸し付けにつきましては、土地の、土地内に下水道管が埋設されていることによりまして、無償貸付とするものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第9 「議案第59号」 多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第9、議案第59号「多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて」、説明を求めます。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第59号についてご説明いたします。

多良木町犯罪被害者等支援条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをお開きください。

それでは、主な内容でございます。

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されており、又、第4次犯罪被害者等基本計画においては、地方公共団体に対し、総合的窓口の充実や見舞金の導入等について要請がされているところでございます。

また、近年、全国的に発生している凶悪犯罪等による犯罪被害者やその家族等の支援を総合

的に推進し、町民等が安心安全に暮らすことができる地域社会を目指すため、条例の新規制定を行うものでございます。

まず第1条に目的を規定しております。

犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、町民等が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的としております。

第2条に定義ということで、この条例で使用する用語について規定をしております。

第3条、基本理念、犯罪被害者等基本法に定められている基本理念について規定をしております。

第4条の町の責務、こちらも犯罪被害者等基本法に定められている地方公共団体の責務について規定をしております。

第5条、町民等の責務、こちらにつきましても、犯罪被害者等基本法に定められている国民の責務について規定をしております。

第6条から第10条につきましては、町の支援内容等について規定をしております。

第6条には、相談及び情報の提供等、第7条には、日常生活の支援、第8条、犯罪被害者等見舞金の支給、第9条、居住の安定、第10条、町民等の理解の促進ということでそれぞれ規定をしております。

第11条には、個人情報の取扱いについての配慮ということで、犯罪被害者等の安全を確保するための個人情報の取扱いの配慮について規定をしております。

第12条、支援の制限ということで、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合等においての支援の制限について規定をしております。

第13条には、委任ということで、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は別に定める委任の規定を行っております。

最後に附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するということでしております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第10 「議案第60号」 多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第10、議案第60号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで行いますので、そちらをお願いいたします。

ページは3ページでございます。

主な内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、健康保険証が原則廃止されることから、個人番号を利用して医療保険に関する情報を確認するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず、第2条、定義につきましては、法改正による条ずれの修正ということでございます。

次に、別表第2（第4条関係）でございますが、この表につきましては、町が保有する特定個人情報を利用して行うことができる事務を表しております。ということでこの表の中の、執行機関の1町長では、ひとり親家庭医療費助成に関する事務を追加いたしております。執行機関の3町長では、子ども医療費助成に関する事務につきまして、医療保険に関する情報を取扱い可能な情報として追加いたしております。執行機関の4町長では、重度心身障害者医療費助成に関する事務につきまして、医療保険に関する情報を取扱い可能な情報といたしまして追加しております。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ただし別表第2の改正規定は公布の日から施行するといたしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第11 「議案第61号」 多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第11、議案第61号「多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

議案第61号についてご説明申し上げます。

多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

主な内容につきまして、近年、運転免許証返納者が増えてきたことに鑑み、新たに交通安全対策に関する事務を行う危機管理防災課長を多良木町地域公共交通会議構成委員へ追加することに伴う条例の一部改正でございます。

新旧対照表のほうで、第3条第1項、こちら構成について記してありますが、「17名以内」を「18名以内」に改めるものでございます。

附則としまして、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第12 「議案第62号」 多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第12、議案第62号「多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうで行いますので、そちらをお願いいたします。

ページのほうは5ページでございますが、主な内容につきましては、令和6年8月の人事院勧告により、関係法律が改正されたことに伴うものによるものでございます。

改正の概要といたしましては、超過勤務等免除対象となる子の範囲の拡大、また、仕事と介護の両立支援。

すいません。申し訳ございません。

改めまして、ご説明申し上げます。

主な内容につきましてでございますが、令和 6 年 8 月の人事院勧告により、関係法律が改正されたことにより、ことに伴うものでございます。

改正の概要につきましてでございますが、超過勤務等免除対象となる子の範囲の拡大、また、仕事と介護の両立支援制度の情報提供及びそれを利用しやすい勤務環境の整備を整えるということでございます。

新旧対照表のほうでございますが、まず、第 8 条におきまして、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ということで、超過勤務免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学期における、就学期に達するまでの子に拡大するものでございます。

次に第 17 条の 2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等ということで、第 1 項職員が家族の介護に直面した場合の、仕事と介護の両立支援制度の周知・意向確認の義務付けを示しております。

第 2 項では、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する、早期の情報提供の義務付けを行っております。

次に、第 17 条の 3、勤務環境の整備に関する措置ということで、第 1 号では、介護両立支援制度等に係る研修実施の義務付け、第 2 号では、この制度に対するに関しまして、相談体制の整備の義務付けを行っております。

また第 3 号におきましては、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備の義務付けを行っております。

附則といたしまして、施行日が令和 7 年 4 月 1 日、経過措置といたしまして、3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う請求は、条例の施行日前でも行えるとしております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 13 「議案第 63 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 63 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 63 号についてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで行います。

よろしくお願いいたします。

主な内容でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によりまして、町条例に条ずれ等が生じたため改正を行うものでございます。

新旧対照表のほうでございますが、第 18 条、部分休業の承認のところでございますが、第 61 条第 32 項を、第 61 条の 2 第 20 項とし、読み替え規定を削除するものでございます。

附則につきましては、施行日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 14 「議案第 64 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 64 号「多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例を定めることについて」、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 64 号についてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで行います。

今回の主な内容でございますが、令和 6 年 8 月の人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う改正でございまして、国の制度に準ずるものでございます。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

主な改正点をご説明いたします。

まず第 1 条関係、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 4 条、昇格及び昇給の基準でございますが、第 5、すいません。第 5 項で、55 歳を超える職員の昇給は、勤務成績が良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は規則で定めることとするものでございます。

次に、第 9 条、扶養手当でございます。

第 1 項及び第 2 項でございますが、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実するものでございます。扶養親族欄でございますが、まず配偶者につきまして、現行が 6,500 円でございますが、令和 7 年度が 3,000 円、令和 8 年度に廃止ということでございます。

また、これにつきましては、現行が 1 万円、令和 7 年度が 1 万 1,500 円、令和 8 年度が 1 万 3,000 円ということでございます。令和 7 年度は、附則の経過措置を行っております。

次に第 10 条の 2、地域手当でございます。

第 2 項、国の給与法に合わせて規定いたしております。なお本町は該当ございません。

次に、第 11 条、通勤手当でございます。

第 5 項、通勤のための交通機関等、自動車等の交通用具による通勤、特別料金の合計額の上限額を 15 万円に引き上げるものでございます。

次に、第 11 条の 2、単身赴任手当、第 3 項におきまして、単身赴任手当について、採用時から支給可能とするものでございます。

次に第 17 条の 2、管理職員特別勤務手当、第 2 項におきまして、管理職員の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大するものでございまして、午前 0 時から午前 5 時までであったものを午後 10 時から翌日の午前 5 時といたすものでございます。

次に第 19 条及び第 20 条でございますが、期末手当及び勤勉手当でございますが、期末手当及び勤勉手当の支給割合を 4.5 月分から 4.6 月分とするものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当 0.7 月分、勤勉手当 0.5 月分とするものでございます。

次に第 23 条の 2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外ということで、定年前再任用短時間勤務職員につきまして、住居手当の支給を可能とするものでございます。

次に別表第 1（第 3 条関係）部分でございますが、これにつきましては、給料表の改正を行っておりまして、内容につきましては、職務や職責を重視した改正となっておるものでございます。

次に第 2 条関係でございます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。附則第 3 条第 7 項におきまして、暫定再任用職員につきまして、住居手当の支給を可能とするものでございます。

続きまして、第 3 条関係でございます。

多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、「特定任期付職員業績手当の廃止」、また、「特定任期付職員の勤勉手当を可能とする」、また「特定任期付職員期末勤勉手当率の改正」でございしますが、多良木町には該当者はございません。

あと最後に附則といたしまして第 1 条では、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

第 2 条では、行政職給料表の適用を受ける職員につきまして、号給の切替を行うものといった

しておりまして、附則のほうに別表がございます。

第3条では号給切替の調整、第4条では扶養手当の経過措置、第5条では地域手当の経過措置、第6条では通勤手当また単身赴任手当の経過措置、第7条では経過措置の規則への委任、第8条では法改正による条ずれ対応ということで記載されております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第15 「議案第65号」 多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第15、議案第65号「多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案は66ページになります。

議案第65号、多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

これから先の説明につきましては、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらのほうをお開きください。はい。

説明資料の9ページになります。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険財政の健全な運営のために必要と認められる措置等の財源に充てることができるように改正するものでございます。

まず1、改正の背景でございますが、本町の国民健康保険の現状は、被保険者数が年々減少している一方で、医療の高度化などにより一人当たりの医療給付費は増加していることから、財政運営に余裕がなくなってきております。加えて、国が進めている都道府県単位での保険税率の統一や子ども・子育て支援金制度による影響など、将来の国保財政や被保険者に対して負担が増していくことが予想されております。このようなことから、国民健康保険事業の健全な財政運営を確保するためには、国民健康保険給付金を将来的には取り崩す必要性が高まっていると考えられます。しかしながら、現在の基金条例では非常災害等による国民健康保険給付又は特に必要な保険事業に限り、財源として充てることが可能となっています。よって、今後の財政状況に適宜対応できるように、基金条例の一部改正が必要となりました。

次に、改正の内容でございますが、第1条「非常災害などによる国民健康保険給付又は特に必要な保険事業に要する費用に充てるため」を「国民健康保険事業の健全財政を確保するため」に改めます。

また、第6条で「第1条に定める財源に充てる場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、」に改め、同条の次に各号を加えます。

第1号として、災害等により生じた国民健康保険税の減収を埋めるための財源に充てるとき、第2号としまして、町が行う国民健康保険保健事業の財源に充てるとき、第3号としまして、国民健康保険財政の健全な運営のため、特に必要と認められる措置等の財源に充てるとき、最後の第3号につきましては、今回新たに加えられる内容でございます。

附則でこの条例は、公布の日から施行すると定めております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

日程第16 「議案第66号」 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 16、議案第 66 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 66 号、多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料でご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、町の関係条例の制定にあたって「従うべき基準」となる国の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準省令の一部が改正されたことにより、本町条例も同様に改正するものでございます。

改正につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

第 6 条、保育所等との連携、第 1 項第 1 号、第 2 項に新たに追加する「保育内容支援」については、第 1 号に規定する支援内容と同様とする文言を追加するものでございます。

第 1 項の次に新たに第 2 項から第 7 項を追加しております。

追加する第 2 項でございますが、家庭的保育事業等による「保育内容支援」の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、第 1 号及び第 2 号の要件の全てを満たすと認めるときは、第 1 項第 1 号に規定する「保育内容支援」の規定を適用しないこととすることができる規定を追加するものでございます。

第 3 項につきまして、第 2 項の各号の「保育内容支援連携協力者」についての規定を追加するものです。保育内容連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者であって、第 1 項第 1 号に規定する保育内容支援の連携協力を行うものとしております。

次に第 4 項でございます。

家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、第 1 号及び第 2 号の要件のいずれかを満たすときには、第 1 項第 2 号に規定する代替保育の提供について適用しないこととする規定を追加するものでございます。

第 5 項、第 4 項の各号に規定する代替保育連携教育者についての規定を追加し、代替保育が提供される場合の区分について、第 1 号及び第 2 号に規定を追加しております。代替保育連携協力者とは、小規模保育事業所 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者であって、第 1 項第 2 号に掲げる代替保育に係る連携協力を行うもの。又は小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると町が認めるものとしております。

次に第 6 項です。

第 1 項第 3 号に規定する家庭的保育事業等により保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供が終了した後も、引き続き、連携施設への教育又は保育の提供をしなければならないとする規定について、第 1 号及び第 2 号の規定のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる規定を追加するものです。

次に、第 7 項でございます。

第 6 項の規定の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業者に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒業後の受皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないこととする規定を追加するものでございます。当該事業所について、第 1 号及び第 2 号に規定を追加しております。

次に、第 16 条食事の提供の特例、第 1 項第 2 号、栄養士の配置等を求めている部分について、新たに「管理栄養士」が追加されたことにより、「管理栄養士」の字句を追加しております。

第 2 項第 4 号、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする規定を追加するものでございます。

45 条、連携施設に関する特例、第 2 項、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができるとする規定を追加するものです。

附則の第 2 条、食事の提供の経過措置、第 2 項でございますが、第 2 条第 1 項の経過措置が適用されている事業所のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「10 年」とする規定を追加するものでございます。

附則の第 3 条、連携施設に関する経過措置としまして、連携施設の適切な確保に関する規定の経過措置の期限が「15 年を経過する日」までに延長されたことによる改正でございます。

附則としまして施行期日、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 17 「議案第 67 号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 67 号「多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、続きまして議案第 67 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、町の関係条例の制定にあたって「従うべき基準」となる国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本町条例も同様に改正するものでございます。

新旧対照表についてご説明申し上げます。

第 37 条、利用定員でございますが、国の基準と同様に改正するものでございます。

第 42 条、特定教育・保育施設等との連携、第 1 項改正前の第 5 項の場合に、2 項追加したことにより、改正前の「第 5 項」を「第 7 項」に改正するものでございます。

次に第 1 号、新たに追加する第 2 項の「保育内容支援」について、第 1 号に規定する支援内容と同様とする文言を追加するものでございます。

続きまして第 3 号、改正前の第 4 項の前に、2 項追加されたことにより、改正前の「第 4 項」を「第 6 項」に改正するものでございます。

続きまして第 2 項、特定地域型保育事業者による第 1 項第 1 号に規定する「保育内容支援」の実施について、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かつ、第 1 号及び第 2 号の全てを満たすと認めるときは、第 1 項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる規定を追加するものでございます。次に第 3 項、第 2 項各号の「保育内容支援連携協力者」についての規定を追加するものでございます。保育内容連携協力者でございますが、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型、又は事業所内保育事業を行う者であって、第 1 項第 1 号に掲げる「保育内容支援」に係る連携協力を行うものとしております。

次に第 4 項でございます。

改正前の第 2 項の前に 2 項追加されたことにより、改正前の「第 2 項」を「第 4 項」に改正

しております。代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、第1項第2号に規定する代替保育の実施に関する規定を適用しないとする要件について、「すべてを満たす」から「いずれかを満たす」に緩和する規定に改正しております。連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の要件について、第1号及び第2号の内容を改正しております。

第5項でございます。

改正前の第3項の前に2項追加されたことにより、改正前の「第3項」を「第5項」に改正しております。また、「特定地域型保育事業者」に関する規定を、「代替保育連携協力者」に関する規定に改正しております。

第1号でございますが、国の基準と同様に文言を改正しております。

第6項から第11項につきましては、改正前の第4項の前に、2項追加されたことにより、改正前の「第4項」から「第9項」を「第6項」から「第11項」に改正しております。

附則第5条でございますが、連携施設に関する経過措置としまして、連携施設の適切な確保に関する規定の経過措置の期限が「15年を経過する日」までに延長されたことにより改正しております。

附則としまして施行期日、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第18 「議案第68号」 多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第18、議案第68号「多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて」、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第68号、多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

主な内容でございますが、町立多良木学園の令和7年4月1日からの民間移行に伴い、令和7年3月31日をもって町立施設としての運営を終了することになることから、当該条例の廃止条例を定めるものでございます。

1、附則としまして施行期日、令和7年4月1日から施行するものでございます。

今回の廃止に伴いまして関係条例の一部改正が必要となっておりますので、説明いたします。

①、多良木町課設置条例の一部改正、第2条の分掌事務でございますが、第6号に規定されております福祉課の分掌事務について、キの多良木学園運営に関する事項を削除しております。

②、多良木町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正、別表の18の項を削除し、19の項を18の項、20の項を19の項に改正しております。

次に③、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1の幼稚園長の項及び園医の項を削除しております。幼稚園長の項につきましては、既に幼稚園法が廃止されておりますが、費用弁償に関する別表のほうの改正がされておりましたので、今回あわせて改正を行うものでございます。別表第2の園医の項を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第69号」 多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 19、議案第 69 号「多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案は 85 ページになります。

議案第 69 号、多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

ここから先の説明につきましては議案説明資料のほうを用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

今回の条例改正の主な内容でございますが、一般廃棄物処理業の許可手数料の項目に、浄化槽清掃業に係る許可手数料を位置づけさせるための改正となります。

1、改正の理由でございますが、多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、上位法にあたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、その他関係する法令に関して必要な事項を規定してあります。そこで関係法令に従いまして浄化槽清掃業に係る許可手数料を明確に位置づける必要があるため、条例改正が必要となりました。

2 で主な改正点でございます。

第 10 条第 1 項の許可手数料に「浄化槽清掃業許可手数料 1 件につき 2,000 円」を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は一時より開会いたします。

(午前 11 時 54 分休憩)

(午後 01 時 00 分開議)

日程第 20 「議案第 70 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 20、議案第 70 号「多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を説明を求めます。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、議案第 70 号についてご説明いたします。

多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうでご説明いたします。

そちらをお開きください。

それでは、主な内容としまして、熊本県市町村総合事務組合が制定している「市町村消防団員退職報償金支給条例」（別表）の消防団員退職報償金支給額表の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正には 2 点、主なものがございまして、まず 1 点目、「公務災害補償」と「退職報償金」の額及び支給方法について、根拠となる規定を追加するものでございます。

新旧対照表で、第 14 条、公務災害補償、第 2 項中、公務災害補償の額及び支給方法については、別途定めるとしておりましたが、公務災害補償の額及び支給方法については、熊本県市町村総合事務組合市町村消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年組合条例第 5 号）に定めるところによるに改正するものでございます。

また、第 16 条、退職報償金、第 2 項につきましても、退職報償金の額及び支給方法については別途定める退職報償金の額及び支給方法については、熊本県市町村総合事務組合市町村消防団員退職報償金支給条例（平成 16 年組合条例第 6 号）に定めるところによるに改正するものでございます。

2 点目に、本町が支給します、永年勤続報奨金についてでございます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、熊本県市町村総合事務組合が制定している「市町村消防団員退職報償金支給条例」（別表）消防団員退職報償金支給額表の改正に伴い、本町が支給する永年勤続報奨金に影響する部分を改正するものでございます。

参考までに、改正後の「市町村消防団員退職報償金支給条例」（別表）消防団員退職報償金支払額表をを付けております。この表の右側の下線部分が今回追加される部分でございまして、新たに 35 年以上の区分が追加されまして、勤続年数 35 年以上の団員につきましては、全ての階級において、一律 10 万円の増額となります。

この改正を受けまして、本町が支給します永年勤続報奨金に影響する部分を改正するものでございます。

新旧対照表で、第 17 条、永年勤続報奨金、第 1 項ただし書中、「ただし、」の次に、「31 年未満の退職で」を加えるものでございます。

また、同条第 3 項ただし書中、「30 年以上」の次に、「35 年未満」を加えるものでございます。

附則としまして施行期日を令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 21 「議案第 71 号」 多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する 条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 21、議案第 71 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 71 号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

改正の内容につきましては議案説明資料のほうでご説明いたしますので切替えをお願いいたします。

今回の改正の主な内容でございますが、令和 6 年 12 月 11 日に改正された建設業法施行条例が公布され、同月 13 日に施行されたことに伴い水道法施行規則第 9 条（布設工事監督者の資格）第 4 号及び第 14 条（水道技術技術管理者の資格）第 5 号が改正されたことにより、多良木町上水道事業給水条例第 43 条「布設工事監督者の資格」及び第 44 条「水道技術管理者の資格」を改正する必要があるため改正するものでございます。

改正の概要としましては、第 43 条関係で、資格要件に係る規定として第 11 号を追加しております。

次に、第 44 条関係で、第 8 号中「建設業法施行令第 34 条第 1 項」を「建設業法施行令第 37 条第 1 項」に改正しております。

その他、第 43 条及び第 44 条において、水道法施行規則の改正に伴う字句の整備及び軽微な変更を行っております。

附則としまして施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

日程第 22 「議案第 72 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 22、議案第 72 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）」について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 72 号、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 9,524 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、78 億 2,399 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 項では、すいません、第 2 条のほうで債務負担行為の補正と、また第 3 条のほうでは地方債の補正を上げております。

内容につきましては、議案説明資料のほうでさせていただきますので、そちらのほうをお願いいたします。

今回の補正の主な内容でございますが、年度末へ向け各事業の精算や、国県支出金等の特定財源と歳出の調整を行うものでございます。

第 2 表におきまして、債務負担行為の補正ということで変更を行っております。

事項の欄の 1、第二多良木地区水利施設保全高度化事業のほうでは、借入金額を 397 万 2,000 円に変更しております。また償還方法につきましても、年賦額を 30 万 9,122 円以内といたしております。

次の 2、鮎之瀬地区水利施設等保全高度化事業につきましては、借入金額を 300 万円といたしております。また償還方法につきまして、年賦額の 23 万 3,476 円以内といたしております。

次の第 3 表地方債補正でございますが、変更ということで、起債の目的欄、2 の過疎対策事業債につきましては補正後を 2 億 7,930 万円といたしております。内容につきましては、県営事業費等の決定によるところでございます。

次に 3 の緊急防災・減災事業債でございますが、補正後が 2 億 230 万円ということで内容につきましては、中学校屋外トイレ等整備工事を翌年度予算計上することによるものでございます。

次に 5 の災害復旧事業債事業債、補正後が 1 億 310 万円ということで内容は、実績見込み及び翌年度予算計上によるところでございます。

次に事項別明細のほうでございますが、主なものを説明させていただきます。

まず歳入でございます。

款の 10、項の 1、目の 1、節の 1、地方交付税、1,899 万 4,000 円の増。これは臨時財政対策債償還金の財源といたしまして、追加交付があったものでございます。なお、同額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に款の 12、項の 1、目の 1、節の 1、農業費分担金 228 万 1,000 円の減。これは県営事業量の増減による分担金の減ということでございます。

次に、款の 14、項の 1、目の 2、節の 2、保健衛生費負担金でございますが、1,234 万 3,000 円の増。新型コロナウイルスワクチン予防接種による健康被害であることを国が認めた者に対し、町が支払う交付金の財源として受け入れるものでございます。交付率は 10 分の 10 でございます。

次に同じく目の 3、節の 1、公共土木施設災害復旧費負担金、306 万 6,000 円の減。ということで国庫負担金交付決定による減ということでございます。

次に、同じく項の2、目の1、総務費国庫補助金、1,052万1,000円の減。同じく目の2、民生費国庫補助金、215万1,000円の減。同じく目の3、衛生費国庫補助金、150万円の減ということで、各節説明欄のとおり、交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。

次に款の15、項の1、目の1、民生費県負担金、276万2,000円の減。ということで各節、説明欄のとおり、交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。

次に款の15、項の2、目の1、総務費県補助金142万円の減。同じく目の2、民生費県補助金、620万円の減。同じく目の3、衛生費県補助金、211万6,000円の減。同じく目の4、農林水産業費県補助金、2,937万4,000円の減。同じく目の5、土木費県補助金、387万9,000円の減。目の8、災害復旧費県補助金、3億4,506万5,000円の増ということで、各節、説明欄のとおり、交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。

次に款の16、項の2、目の1、節の2、その他不動産売却収入ということで300万円の増でございます。実績見込みによる、町有林立木売却収入の増でございます。

次に款の17、項の1、目の2、節の1、指定寄附金8,192万2,000円の増、実績見込みによる、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の増ということでございます。

款の18、項の1、目の1、節の1、町づくり推進事業基金繰入金5,500万円の減。当初予算で財源調整のため計上していた町づくり推進事業基金取りくずしを一部取りやめるものでございます。

次に同じく節の2、公共施設整備基金繰入金、1,520万円の減。本年度分、口の坪地区住宅建設事業費見込み減により、減額するものでございます。

次に節の3、ふるさとづくり納税寄附金基金繰入金、1,544万8,000円の増。ふるさとづくり納税寄附金見込みの増による基金取りくずしの増ということでございます。

次に款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金、400万9,000円の増ということで、今回の補正予算の一般財源として計上いたしております。

次に款の20、項の3、目の5、節の1、後期高齢者医療連合受託事業収入ということで、131万2,000円の減、これは実績見込みによる減でございます。

款の20、項の4、目の4、節の1、雑入でございますが、説明欄のとおり実績見込みによる増減でございます。新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金につきまして、178万4,000円の減ということで、算定基礎といたしましては、8,300円×927人分ということでございます。

次に、款の21、項の1、町債4,900万円の減。各目節、説明欄のとおり、事業実績見込みによる減ということでございます。

次に歳出でございます。

まず、款の2、項の1、目の1、一般管理費、節の3、職員手当等、116万5,000円の増ですが、3月末までの超過勤務手当が不足する見込みでございます、見込みのための計上でございます。

次に目の4、会計管理費、節の11、役務費、200万円の減、手数料実績見込みによる減でございます。同じく目の6、庁舎維持管理費、節の10、需用費、106万3,000円の増。庁舎における光熱水費及び修繕料の増ということでございます。

同じく目の9、企画費、節の1、報酬、302万2,000円の減、会計年度任用職員の応募がなかったことが主因でございます。

次に同じく目の14、基金費、節の24、積立金でございますが、5,905万5,000円の増。歳入の追加交付があった地方交付税1,899万4,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。ふるさと納税寄附金の増加による基金積立金に4,006万1,000円でございます。

次に目の15、移住定住促進事業費、節の18、負担金補助及び交付金でございますが、200万円の減でございます。次に同じく目の16、地域公共交通対策費、節の18、負担金補助及び交付金でございますが、一つが実績による地方路線バス維持費補助が214万1,000円の増と令和6年度施設整備事業分として、くま川鉄道経営安定化補助が849万4,000円の増。

次に、同じく目の18、ふるさと納税推進事業費、節の12、委託料、144万円ですが、ふるさと納税寄附金見込額増加に伴う委託料の増でございます。

また節の18、負担金補助及び交付金、3,862万2,000円ですが、ふるさと納税寄附見込み額増加に伴う補助金の増というところでございます。

次に同じく目の19、地方創生推進交付金事業費ということで、節の18、負担金補助及び交付金、多良木町地方創生推進交付金が1,544万8,000円の増、これはふるさと納税2割相当

分と財団独自の地方創生に対する事業費として支出するものでございます。

同じく目の20、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費が1,215万9,000円の減。各節、説明欄のとおり、各事業の実績見込みによる減ということでございます。

次に項の2、目の2でございますが、賦課徴収費、節の12、委託料、eLTAXシステム改修委託料が123万2,000円の減。これは事業量の減による契約金額の減でございます。

次に款の3、項の1、目の1、社会福祉総務費、節の18、負担金補助及び交付金ですが、多良木町社会福祉協議会分でございます。210万2,000円の減ということで、人件費決定による補助金の減ということでございます。

次に同じく目の3、国民健康保険費、節の27、繰出金、976万2,000円の減、説明欄のとおり、各事業費の実績等に伴う一般会計負担金の増減でございます。

次に同じく目の4、障害者福祉費、節の19、扶助費が267万1,000円の減、説明欄のとおり、実績見込みによる増減でございます。

次に同じく目の7、介護保険整備事業費、節の18、負担金補助及び交付金、ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助が437万4,000円の減。これは事業実施事業所数の減少による補助金の減ということでございます。

次に同じく目の8、ふれあい交流センター管理費、節の10、需用費の114万7,000円の減。説明欄のとおり、実績見込みによる増減ということでございます。

次に同じく目の9、後期高齢者医療費、節の12、委託料が131万1,000円の減。生活機能改善指導業務委託料でございます。これは事業実績見込みによる減ということでございます。

また節の27、繰出金、141万9,000円の減、保険基盤安定繰出金でございますが、熊本県後期高齢者医療連合会からの交付決定に伴う減ということでございます。

次に款の4、項の1、目の1、保健衛生総務費でございますが、節の18、負担金補助及び交付金、414万2,000円の減ということで、公立多良木病院機企業団病院事業負担金決定による減ということでございます。

次に節の19、扶助費、100万円の増でございますが、鍼灸治療費扶助、子ども医療費扶助の支出見込額を増減したものでございます。

次に同じく目の2、予防費、節の12、委託料、808万円の減。説明欄のとおり、事業実績による減でございます。

また節の18、負担金補助及び交付金、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金、1,234万4,000円の増ですが、歳入にもございましたが、新型コロナウイルスワクチン予防接種による健康被害であることを国が認めた者に対し支払う交付金でございます。1名分でございます。

次に同じく目の4、母子保健事業費、節の12、委託料、150万8,000円の減、説明欄のとおり、事業実績見込みによる減ということでございます。

次に同じく目の7、浄化槽設置事業費、節の18、負担金補助及び交付金、406万1,000円の減。説明欄のとおり、事業実績見込みによる減ということでございます。

次に款の6、項の1、目の10、ほ場整備事業費、節の18、負担金補助及び交付金ということで377万円の減、同じく目の12、多面的機能支払事業費、節の18、負担金補助及び交付金、754万7,000円、同じく目の4、農地利用最適化推進費、節の1、報酬、320万7,000円の減ということで説明欄のとおり、事業実績見込みによる減ということでございます。

次に款の6、項の2、目の2、林業振興費、節の18、負担金補助及び交付金、327万6,000円の減、同じく目の3、造林費、節の12、委託料に2,440万円の減。これは説明欄のとおり、実績見込みによる増減でございます。

次に款の8、項の1、目の1、土木総務費、節の18、負担金補助及び交付金ですが、638万3,000円の減。説明欄のとおり、申請なしのための減でございます。

次に同じく項の2、目の2、道路維持費、節の14、工事請負費、200万円の減。これは入札不調による減ということでございます。

次に同じく目の5、道路新設改良費、節の12、委託料200万円の減。これは地元との協議が完了しなかったことによる減でございます。

次に節の14、工事請負費、600万円の減。入札不調による減でございます。

次に、同じく項の3、目の1、河川総務費、節の14、工事請負費、300万円の増、河川掘削工

事において工法を変更したことによる増でございます。

次に同じく項の 4、目の 2、住宅建設費、節の 12、委託料、620 万円の減、また節の 14、工事請負費、900 万円の減。これは口の坪住宅建設事業費実績見込みによる減でございます。

次に款の 10、項の 2、目の 1、学校管理費、節の 10、需用費の修繕料、377 万 7,000 円の増。多良木小学校のろ過材交換、また黒肥地小学校プール側壁修繕等でございます。

次に同じく項の 3、目の 1、学校管理費、節の 14、工事請負費、681 万 7,000 円の減、中学校屋外トイレ等整備工事を翌年度実施としたための減でございます。

次に同じく項の 4、目の 3、人権教育推進費、322 万円の減。各節不用額による減ということでございます。

次に同じく目の 5、施設管理費、節の 10、需用費の修繕料、251 万 8,000 円の増。ファミリーパーク宇宙ランド遊具の修繕でございます。

次に同じく項の 5、目の 1、保健体育総務費、節の 13、使用料及び賃借料、100 万円の減、説明欄のとおり、実績見込みによる減ということでございます。

次に款の 11、項の 1、目の 1、農業施設災害復旧費、節の 14、工事請負費、1 億 3,680 万円の減。これは入札不調による減と令和 5 年度繰越予算で実施したことによる減でございます。

次に同じく目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 14、工事請負費、2 億 5,782 万円の減、説明欄のとおり、実績見込みによる減でございます。

同じく項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費、節の 14、工事請負費 480 万円の減。入札不調による減でございます。

末尾に次の調書を付けております。

給与費明細書、債務負担行為調書、地方債現在高調書でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 23 「議案第 73 号」 令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)

○議長 (宇佐信行議員)

次に、日程第 23、議案第 73 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長 (竹下政孝君)

それでは、議案第 73 号をご説明いたします。

令和 6 年度多良木町の国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,455 万 9,000 円とするものでございます。

ここから先の説明につきましては議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、交付決定に伴う繰入金の増減などによるものです。事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございます。

款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、節の 1、普通交付金、保険給付費分 30 万円の増でございます。これは、療養費支出見込みに伴う増額となっております。

次に、款の 6、項の 1、目の 1 一般会計繰入金、節の 2、保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)、358 万 2,000 円の減、節の 3、未就学児均等割保険料繰入金、11 万 1,000 円の減、節の 5、産前産後保険料繰入金、7 万 8,000 円の増、節の 7、財政安定化支援事業繰入金、615 万 2,000 円の減。これらは県の交付決定に伴う増減となっております。

次に、款の 7、項の 1、目の 1、その他繰越金、998 万円の増。財源充当のため、繰越金を予

算化しております。

続きまして、歳出になります。

款の2、項の1、目の2、療養費、節18、負担金補助及び交付金、30万円の増。これは負担金にかかります支出見込に伴う増額というふうになっております。

次に款の6、項の2、目の1、特定保健診査事業費、節の1、報酬、14万8,000円の減、節の3、職員手当等、31万3,000円の減、節の11、役務費、12万4,000円の減、節の12、委託料、9万円の減。これらは支出見込みに伴う減額となっております。

最後に款の8、項の1、目の6、その他償還金、節の22、償還金利子及び割引料、95万5,000円の増。これは令和5年度分国県交付金実績報告に伴う超過交付分を返還するものでございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第24「議案第74号」 令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第24、議案第74号「令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）」について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第74号についてご説明をいたします。

令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万9,000円を、ちょっとすいません。

歳入歳出それぞれ71万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,461万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては議案説明資料にて説明をさせていただきます。

主な内容といたしまして、久米財産区有林の間伐搬出事業等に伴う補正を行うものでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、歳入。

款1、項2、目1、不動産売払収入、節1、その他不動産売払収入、558万円になります。原木等売払収入になりまして、間伐搬出事業の面積増（5haから6.11ha）、材価の高値によるもので、販売実績に応じて増額補正のほうをしております。

続きまして款2、項1、目1、財産区基金繰入金、節1、基金繰入金、622万円の減額です。その他不動産売払収入等の増額により、基金繰入を減額補正としております。

款2、項2、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金65万1,000円の増額となっております。久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請が出来ないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入するものでございます。今回、事業面積が5haから6.11haに面積が増えたため増額補正となっております。

款3、項1、目1、繰越金、節1、繰越金、28万9,000円の増額になります。前年度繰越金となりまして、繰越額が確定したため増額補正のほうをさせていただいております。

款5、項1、目1、農林水産業費県補助金、節1、林業費県補助金、101万9,000円の減額でございます。森林環境保全整備事業県補助金になります。

事業により保育間伐事業等を実施する予定でしたが、県営保安林整備事業により実施されたため、町での事業は行わなくなりました。そのため減額補正となっております。

続きまして歳出になります。

款1、項1、目1、管理会総務費、9万1,000円の減額になります。久米財産区管理会運営費の経費となっております。

節 18、負担金及び交付金、9 万 1,000 円の減額。森林認証を多良木町、多良木町森林組合、久米財産区で取得しておりましたが、令和 6 年度から 3 者の協議により、森林認証を更新しなくなったためこちらのほうを減額させてもらっております。

款 2、項 1、目 1、財産造成管理費、77 万 8,000 円の減額になっております。久米財産区有林の造林事業関係の経費となります。間伐搬出事業等の実績により減額補正をさせていただきます。

節 11、役務費、33 万 9,000 円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合への販売手数料等が、間伐材は出荷数量の増加したことによりまして、増額補正のほうをお願いしております。

節 12、委託料、111 万 7,000 円の減額です。伐出費（土場から市場までの運搬経費）については、間伐材出荷数量が増加したため増額補正で 169 万 4,000 円、間伐等森林整備促進対策事業（伐採から土場集材まで）につきましては、間伐面積が増加したため、増額補正の 47 万 8,000 円をしております。

また、森林環境保全整備事業委託料につきましては、計画していた保育間伐が県営保安林整備事業により実施できたため減額補正ということで、149 万 9,000 円の減額をしております。

また、J-クレジット創出事業委託料につきましては、国の支援事業、職員の直営による森林巡視等が実施できたため減額補正ということで、179 万円の減額補正をさせていただいております。

款 3、項 1、目 1、積立金、15 万円。久米財産区基金積立金となります。今回の補正により積立金が確定したため増額補正としております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願い致します。

日程第 25 「議案第 75 号」 令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 25、議案第 75 号「令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 75 号、令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

総則、第 1 条、令和 6 年度多良木町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものとするものです。

以降については、議案説明資料にてご説明いたします。

今回の主な内容としましては、資本的収入及び支出にかかる予算の補正となっております。

まず、資本的収入ですが、下水道事業債の増額、他会計出資金の増額。

次に、資本的支出ですが、流域下水道事業建設負担金の増額となっております。

第 2 条、資本的収入及び支出の補正ですが、収入で第 1 款、第 1 項、企業債、100 万円の増額です。

次に、第 2 項、出資金ですが、68 万 9,000 円の増額です。

次に支出です。

第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費、168 万 9,000 円の増額となっております。

次に、第 3 条、企業債ですが、表中の限度額を 1,800 円から 1,900 万円に増額しております。

補正予算説明書の内容としましては、資本的収入、款 1、項 1、目 1、節 1、下水道事業債、100 万円の増。流域下水道事業の事業変更に伴う建設負担金の増加によるものです。

同じく款 2、目 1、節 1、他会計出資金、68 万 9,000 円の増。こちらも流域下水道の建設負担金の増によるものです。

資本的支出です。

款 1、項 1、目 1、節 28、負担金、168 万 9,000 円の増。流域下水道の事業変更に伴う建設負

担金の増加によるものです。

次に予定損益計算書としまして、以上の補正から当年度未処分利益剰余金は6万5,000円になる見込みとしております。

予定キャッシュ・フローとしまして、資金期末残高を3,788万6,817円とするものです。

最後に、次に予定貸借対照表ですが、資産合計及び負債資本合計としまして、48億870万6,155円を予定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第26「議案第76号」 令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第26、議案第76号「令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第76号、令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

令和6年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、令和2年度事業費再確定及び令和5年度事業費精算に伴う追加交付を追加しております。

また、上球磨地域包括支援センター委託事業に係る委託料の変更に伴う減額を行っております。

事項別明細書の主なものでございますが、まずは歳入です。

款の4、項の1、目の1、介護給付費交付金、節の2、過年度分、介護給付費過年度分交付金、604万2,000円の増。令和5年度事業費精算に伴う追加交付分として追加しております。

款の5、項の1、目の1、介護給付費負担金、節2、過年度分、介護給付費過年度分県負担金、8万5,000円の増。令和2年度事業費再確定に伴う追加交付でございます。

款の7、項の2、目の1、介護保険給付基金繰入金、節1、介護保険給付基金繰入金、多良木町介護保険給付基金取りくずし、989万6,000円の減としております。こちらは決算を見込み基金取りくずしが不要となったことによる減額としております。

続きまして款の8、項の1、目の1、繰越金、節1、繰越金、145万1,000円の増。補正後の予算可能額は5,610万7,000円となっております。

続きまして歳出です。

款の1、項の3、目の1、認定調査費等費、節1、報酬、会計年度任用職員分としまして5万7,000円を計上しております。こちらは時間外勤務手当分として追加しております。

款の2、項の1、介護サービス等諸費から項の6、特定入所者介護サービス等費、いずれも今回補正に伴います財源組替を行っております。

款の3、項の3、包括的支援事業・任意事業費、237万6,000円の減。減の主な理由でございますが、上球磨地域包括支援センターへの委託事業について、委託料に変更が生じたことによる減でございます。

款の4、項の1、目の1、介護保険給付基金積立金、節24、積立金、多良木町介護保険給付基金積立金、3万8,000円の増。こちら基金利子分の追加を行っております。

款の5、項の1、目の2、償還金、節22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金8万6,000円の増。令和2年度事業費再確定に伴う国返納分を追加しております。

款の5、項の2、目の1、一般会計繰出金、29万7,000円の増です。令和5年度事業費精算に伴う一般会計の事務費返納分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。
どうぞよろしくお願いいたします。

**日程第 27 「議案第 77 号」 令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 27、議案第 77 号「令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案第 77 号についてご説明いたします。

令和 6 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正について、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 138 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,527 万 4,000 円とするものでございます。

ここから先の説明につきましては議案説明資料を用いて説明いたしますので、そちらをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、交付決定に伴う納付金の減額などになります。

事項別明細書の主なものを申し上げます。

まず歳入です。

款の 3、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金、142 万円の減。これは県からの交付決定に伴う減額です。

款の 4、項の 1、目の 1、繰越金、財源充当のため繰越金を予算化しております。3 万 6,000 円でございます。

続きまして歳出です。

款の 1、項の 2、目の 1、徴収費、節の 11、役務費 3 万 5,000 円の増。これは支出見込に伴う増額となっております。

最後に、款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金、節の 18、負担金補助及び交付金、141 万 9,000 円の減。これは県からの交付決定に伴う減額となっております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

1 時間が経つようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

（午後 01 時 57 分休憩）

（午後 02 時 06 分開議）

**日程第 25 「議案第 75 号」 令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
（追加説明）**

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで先ほど説明した中で、説明漏れがあったということでございますので、議案第 75 号「令和 6 年度の多良木町下水道事業特別会計補正予算」について林田建設課長のほうから、説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（林田裕一君）

大変申し訳ございません。

議案 75 号において、説明すべき文言を忘れておりましたので追加させていただきます。

議案第 75 号のうち、第 2 条、資本的収入及び支出の補正でございますが、すいません。はい。第 2 条です。

令和 6 年度多良木町下水道事業会計、第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,763 万 3,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 9,763 万 3,000 円で補填するものとするを追加させていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

日程第 26 「議案第 76 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） （追加説明）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

続きまして、議案第 76 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」について、説明不足があったということで、追加説明をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

すいません。

先ほど議案第 76 号の中で、表紙の歳入歳出予算の補正の欄を説明しておりませんでしたので、もう一度説明させていただきたいと思います。

議案第 76 号、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 195 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 4,766 万 3,000 円とするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 28 「議案第 78 号」 令和 7 年度多良木町一般会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 28、議案第 78 号「令和 7 年度多良木町一般会計予算」について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 78 号、令和 7 年度多良木町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和 7 年度多良木町の一般会計の予算は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正。すみません、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 78 億 9,400 万円と定めるものでございます。

あと第 2 条のほうで債務負担行為、第 3 条で地方債、第 4 条で一時借入金、第 5 条で歳入歳出予算の流用ということで掲載いたしております。

議案の内容につきましては議案説明資料のほうで説明いたしますので、そちらのほうをお願いいたします。

今回の予算の主な内容でございますが、令和 7 年度の歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を定めるものでございます。

まず第 1 表で歳入歳出予算ということで、令和 6 年度との比較で 2 億 1,100 万円の増となっております。

第 2 表で、債務負担行為、まず事項の 1、第二多良木地区水利施設等保全高度化事業で、限度額を借入金額が 1,051 万 5,000 円、利息が年 2%以内と定めております。また 2 番の鮎之瀬地区水利施設等保全高度化事業では、限度額を借入金額 1,182 万円、利息を年 2%以内と定めておる

ところでございます。

次に、第3表で地方債ということで起債の目的、1の辺地対策事業債につきましては、限度額が300万円、主な事業につきましては、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

2の過疎対策事業債、限度額が2億390万円、主な事業につきましては、元下槻木小学校トイレ整備事業ほか、記載しているとおりでございます。

次に3の緊急防災・減災事業債、限度額が3,790万円、主な事業が消防積載車配備事業ほか、記載しておるとおりでございます。

次に4の災害復旧事業債、限度額が5,550万円、事業が公共土木施設災、農業応用施設災、くま川鉄道災害復旧事業ということで事業に充てております。限度額の合計が3億30万円ということでございます。

また次のページ以降でございますが、歳入歳出予算事項別明細書、また、末尾には、調書といたしまして、給与費明細書、債務負担行為調書、地方債現在高調書を付けております。

ここからは別添のですね、令和7年度一般会計当初予算参考資料というの、別ファイルで添付しておりますので、その説明になります。

これには、全体像、概数でございますが、説明いたしておりまして、主に前年度との比較、構成とか、伸び率を資料に記載しておるところでございます。

まず歳入でございます。

まず1の町税でございますが、全体で6,800万円の増ということで町民税、固定資産税、たばこ、市町村たばこ税が増額しておるところでございます。

次に2の地方譲与税から10の地方交付税まで、これにつきましては、全体で約1,100万円の増ということで、内容といたしましては、普通交付税におきましては、2024年度地方財政対策計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることや、他の費目については国の地方公共団体歳入歳出の見込額を基に、本町の現状を勘案して見込額を算出したしております。

次に11の交通安全対策特別交付金につきましては、17万1,000円の減。

12番、分担金及び負担金につきましては、全体で約1,120万円の増ということで県営土地改良事業費負担金等の事業量に合わせて増ということになっております。

次に13の使用料及び手数料につきましては、全体で360万円の減。主にふれあい交流センター使用料の490万円の減が主な要因でございます。

次に、14の国庫支出金、全体で約7,590万円の減ということで、主な減分につきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金が8,180万円の減、デジタル基盤改革支援事業費補助金が2,250万円の減、社会資本整備総合交付金が1,000万円の減、道整備交付金が5,400万円の減、などが要因でございます。また主な増分でございますが、児童手当負担金が5,970万円の増、障害者福祉費負担金が1,400万円の増、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害者給付費負担金が710万円の増、参議院議員選挙費委託金が1150万円の増などが主な要因でございます。

次に県支出金でございます。

全体で約2億7,510万円の増となっております。

主な増分につきましては、地籍調査費県補助金が4,520万円の増、林業費県補助金が約5,100万円の増、林業用施設災害復旧費県補助金が1億6,510万円の増などでございます。主な減分につきましては、子ども医療費県補助金60万円の減、浄化槽設置整備事業費県補助金が90万円の減、土砂災害危険住宅移転促進事業費県補助金が300万円の減などとなっております。

次に16の財産収入、全体で約540万円の減。町有林流木売払収入が930万円の減、利子及び配当金が290万円の増となっております。

次に17の寄附金、全体で約200万円の減ということで、ふるさと応援寄附金の200万円の減が主な理由でございます。

次に18繰入金でございますが、全体で約2億7,500万円の増。これは財政調整基金取りくずし臨時財政対策債償還分が950万円の増、町づくり推進事業基金取りくずしが1億3,500万円の増、公共施設整備基金取りくずしが1億3,300万円の増、またふるさとづくり納税寄附基金取りくずしが320万円の減というところでございます。

19の繰越金につきましては、前年度並みでございます。

次に20の諸収入、全体で約140万円の増。主な増分は、球磨支援学校給食受託事業収入130万円の増、農地中間管理機構業務受託事業収入が50万円の増などでございます。主な減分につきましては、狂犬病予防接種個人負担金が120万円の減などでございます。

次に21の町債でございますが、全体で3億4,370万円の減ということで、主な増分につきましては、元下槻木小学校トイレ整備事業が220万円、林道橋梁長寿命化修繕事業が300万円、町民体育館施設改修事業が1,800万円、一時避難所整備事業が240万円、Jアラート整備事業が350万円、小学校LED化整備事業が1,320万円、くま川鉄道災害復旧事業が2,320万円などとなっております。また、主な減分につきましては、臨時財政対策債が807万6,000円の減。河川掘削事業が2,000万円の減、集落センター環境整備事業が340万円減、耐震性貯水槽整備事業が1,000万円の減、非常用発電設備整備事業が1億8,180万円の減、えびす広場照明器具LED化事業が430万円、道路整備事業等が8,420万円、災害復旧事業等が1億1,070万円減などとなっております。

次から歳出でございます。

まず、1の議会費でございます。全体で約360万円の減ということで、主に人件費の減ということでございます。

次に2の総務費でございますが、全体で約520万円の増ということで、1の総務管理費が約1,930万円の減ということで、これ、(1)、これは目の表示でございますが、一般管理費が5,800万円の減ということで、退職手当の6,880万円の減が主な理由でございます。また5の財産管理費、約1,380万円の減、これは旧槻木診療所等解体工事2,285万6,000円の減、8の電算管理費、約5,350万円の増、これはシステムの標準化・共通化を計上いたしたところでございます。また14の基金費、約1,130万円の増、森林環境譲与税基金積立が840万円の増、また16の地域公共交通対策費が2,010万円の減ということで、これはくま川鉄道経営安定化補助、約2,630万円が主な減の原因ということでございます。

また、増減で示しておりますので、ここには表示しておりませんが、番号的には21番になるんですけど、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、地方創生関係でございますが、その補助金といたしまして、上水道事業の料金負担軽減の補助といたしまして4,101万8,000円、またLPガス価格高騰対策ということで1,499万1,000円、これを当初のほうで上げさせていただいております。すいません。これには書いてございませんが。

次に、次のページでございますが、徴税費、2徴税費が約1,570万円の増、これは人件費の増でございます。次に3の戸籍住民基本台帳費、約600万円の増。戸籍関係システム委託料、また、使用料の増ということで、約400万円が主な増の要因でございます。

次に4の選挙費、約130万円の減。これにつきましては、町長選挙の減が1,280万円、参議院議員選挙費の増が1,150万円ということでございます。

次に5、統計調査費、約420万円の増ということで、農林業センサスの減が200万円、国勢調査の増が610万円が主な要因でございます。

6の監査委員費につきましては、前年並みということでございます。

次に3の民生費でございますが、全体で約1億70万円の増ということでございます。1の社会福祉費、全体では約5,030万円の増ということで、目でまいりますと、3の国民健康保険費が、約680万円の減、国保特別会計繰出金の減ということでございます。次に4の障害者福祉、約2,830万円の増、これは介護訓練等給付費の増ということで、3,000万円の増でございます。次に6の介護保険費につきましては約1,550万円の増、これは介護特別会計繰出金の増ということで、1,490万円の増でございます。次に7の介護保険整備事業費につきましては約1,000万円の増ということで、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び介護施設整備事業補助金の増ということで、これが1,080万円の増でございます。次に8のふれあい交流センター管理費につきましては、約1,250万円の減でございます。施設管理委託料の減でございます。約1,210万円の減でございます。次に9の後期高齢者医療費につきましては、約1,280万円の増でございます。後期高齢者広域連合負担金の増ということで、約800万円の増でございます。次に2の児童福祉費、約5,260万円の増でございますが、内訳といたしまして、1の児童福祉総務費が、約840万円の増、要因といたしましては児童福祉施設運営費補助の増ということで、500万円でございます。次に2の児童支援費につきましては、約5,030万円の増でございます。これは

児童手当の増ということで、6,180万円の増ということでございます。次に3の災害救助費につきましては、全体で約210万円の減ということで要因といたしましては、能登半島地震に伴う職員派遣に係る経費の減ということでございます。

次に4の衛生費でございますが、全体で約4,890万円の増ということになっております。その中の保健衛生費につきまして、約4,850万円の増でございます。目でまいりますと、予防費が約2,970万円の増で、予防接種委託料の増でございます。増が2,280万円、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金の増が710万円というふうな内訳になっております。次に6の環境衛生費では、2,200万円の増でございます。主な要因としましては、人吉球磨広域行政組合負担金が2,070万円の増となっております。次に、2の清掃費につきましては、前年度並みとなっております。

次に5の労働費につきましては前年度並みということでございます。

続きまして6の農林水産業費でございます。全体で約1億7,530万円の増でございます。まず1の農業費で約1億570万円の増となっております。内訳で3の農業振興費につきましては、約680万円の増、これは葉たばこコーティング種子導入支援事業補助と農業人材確保支援事業補助、高温対策支援事業補助の増でございます。合わせますと約400万円の増でございます。次に7の畜産事業費でございますが、約760万円の増でございます。畜産生産基盤強化推進事業補助の増ということで、780万円増加しております。次に8の地籍調査事業費でございますが、約6,050万円増でございます。これは10か年計画に基づく事業費を計上いたしておるところでございます。次に10番のは場整備事業費につきましては、3,130万円ほど増加しております。県営土地改良事業でございます。第二多良木地区と鮎之瀬地区の事業量が増えたためでございます。次に林業費でございますが、約6,950万円増加でございます。2の林業振興費におきましては、約5,380万円の増ということで、林業・木材産業生産強化対策事業補助の増ということで、これが5,660万円でございます。次に4の林道費につきましては、約1,170万円の増ということで、測量設計、また点検診断等委託料の増ということでございまして、これが1,270万円でございます。次に6の森林環境譲与税事業費につきましては、540万円の増ということで、林業担い手支援事業の増ということで、これが300万円の増ということになっております。次の3の水産業費につきましては、前年度並みでございます。

続きまして7の商工費でございます。全体で約390万円の増ということでございまして、1の商工費では目の2でございますが、企業誘致対策費につきましては、200万円ほど増えております。これは人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金の増ということで、同額の200万円増でございます。

次に8の土木費でございます。全体で約1,750万円増えております。まず1の土木管理費につきましては50万円の減ということになっております。次に、2の道路橋りょう費につきましては、約1億4,960万円の減ということで、内訳といたしまして、3の社会資本整備総合交付金道路事業費が約2,460万円の減ということで、橋梁長寿命化補修工事、また町道改良舗装工事の減ということで、これが3,000万円の減となっております。次に4、道路新設改良費につきましては、約700万円の増ということで、測量設計委託料、また改良舗装工事の増ということになって、増と、あと、町道口の坪覚井線整備事業費、約1億2,980万円が今年度は廃目という分で全部削除されておるところでございます。次に3の河川費につきましては、約1,760万円の減でございます。河川掘削工事の減ということで約2,000万円減っております。次に住宅費、約1億8,500万円の増ということで、1の住宅管理費につきましては、1,780万円の増で、これは町営住宅長寿命化改修工事、また町営住宅解体工事の増ということで、1,930万円の増ということでございます。次に目2に住宅建設費につきましては、約1億6,720万円の増でございます。主に口ノ坪地区住宅建設事業の新設ということでございます。5の下水道費につきましては、前年度並みでございます。

次に9の消防費でございます。全体で約1億7,880万円の減ということでございます。まず1の消防費でございますが、目の1の消防総務費では850万円ほど減っております。これは上球磨消防組合負担金の減でございます。また3の消防施設費におきましては、1,100万円の減、防火水槽整備工事、また消防積載車の減ということでございまして、この二つで1,400万円の減でございます。次に4の災害対策費につきましては、約1億7,480万円の減ということで、庁舎防災用非常電源設備工事関連事業費の減ということで、これが1億8,180万円の減というこ

とになっております。

次に10の教育費でございます。全体で約5,700万円増えております。まず1の教育総務費につきましては、7,500万円の増ということで内訳といたしまして、2の事務局費で約7,500万円の増、これは学校用各種備品でございます、タブレット端末の増ということで約5,000万円のほか、人件費等が増えておるところでございます。続きまして2の小学校費におきましては、660万円の増ということで、内訳といたしまして、学校管理費で約2,280万円増えております。これは屋内運動場LED照明設備工事の増ということで、1,730万円の増でございます。次に、2の教育振興費におきましては、約1,620万円の減でございます、消耗品費でございますが、これは教科書改訂に伴う指導書等の購入費の減でございます、1,590万円の減でございます。次に3の中学校費、2,320万円の減。学校管理費でございます、2,520万円の減。屋外トイレ整備工事等の減でございます、これが2,720万円の減ということでございます。次に4の社会教育教育費、約800万円の減。目でまいりますと1の社会教育総務費が、約1,150万円でございます、の減でございます、要因といたしましては人件費の減でございます。次の3の人権教育推進費につきましては、320万円の減でございます、同じく人件費の減でございます。次に6の文化財保護費につきましては、約570万円の増でございます、歴史文化遺産保存整備等補助の増でございます、この分が530万円の増でございます。次に5の保健体育費におきましては、約670万円の増、3の学校教育給食費におきまして、約830万円増えております。要因といたしましては修繕料・備品購入費の増ということで、この分が830万円増えておるところでございます。

続きまして、11の災害復旧費でございますが、全体で約3,070万円の減でございます。1の農林水産施設災害復旧費におきましては、約9,360万円の増。内訳といたしまして、1の農業用施設災害復旧費が約2,280万円の減、これは令和4年災及び5年災分の減などでございます。次に2の林業用施設災害復旧費におきましては、約1億1,640万円の増ということで、令和2年から6年災まででございますが、この分の増などでございます。またに2に参りまして、公共土木施設災害復旧費につきましては、1の公共土木施設災害復旧費で約1億2,430万円の減でございます、令和令和5年災の減などでございます。

次に12の公債費、全体で1,530万円増えております。1の公債費で元金が990万円の増、利子が540万円の増となっております。

また予備費、13の予備費につきましては、前年度並みということになっております。続きまして、説明となりますが、予算参考資料の中に、歳入予算項目別構成比円グラフを付けております。これから読み取れることは、自主財源及び依存財源の割合は、自主財源がやや伸びているが、これは税収が約8,700万円ほど増えていることと、基金繰入金、取崩しでございますが、これを前年比で2億7,000万円ほど多くした予算としておるためでございます。

次に歳出予算項目別構成比ということで同じく歳出の円グラフでございますが、各項目の割合はあまり変わりませんが、社会保障費関係の民生費が依然として多くを占めているのが現状と思われま。

次に歳出でございますが、節別の表ということで、増減額が大きいものを記載いたしております。

まず、節の2の給料でございます。約2,380万円の増ということで、給与改定に伴う増などでございます。

次に節3の職員手当等でございますが、そのうちの、その他手当といたしまして、約2,320万円の増、これは給与改定に伴うものでございます。また退職手当につきましては、6,880万円の減ということで、定年延長制度改正によるものでございまして、延長完了までの1年ごとにですね、増減が発生するものでございます。

次に、12の委託料につきましては1億5,300万円ほど増加ということでございまして、主な要因は、電算管理委託料、予防接種委託料、地籍調査委託料、林道費委託料、住宅建設工事管理の委託料などが原因となっております。

次に13の使用料及び賃借料につきましては、約4,460万円増えておりまして、主に電算管理費などの増ということでございます。

次に14の工事請負費につきましては、約2億4,870万円の減ということで、主に町道口の坪覚井線工事、河川掘削工事、庁舎防災用非常電源設備工事、災害復旧工事などの減ということ

でございます。

次に 17 の備品購入費でございますが、約 5,120 万円の増ということで、学校用備品のタブレットでございますが、この増ということになります。

○議長（宇佐信行議員）

今、説明中でございますが、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

（午後 02 時 45 分休憩）

（午後 02 時 47 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

それでは着席願います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をお願いします。

○総務課長（東 健一郎君）

18 の負担金補助及び交付金から参ります。まず負担金につきましては約 3,280 万円の増ということで、後期高齢者広域連合、また児童福祉施設運営費、人吉球磨広域行政組合、県営土地改良事業、林業担い手支援事業、人吉球磨しごと創生連絡協議会など分が増えておるところでございます。次に補助金でございますが、約 1 億 2,260 万円の増ということで、中身としましては、畜産生産基盤強化促進事業、また林業・木材産業生産性強化対策事業費、また歴史文化遺産保存整備などの増となっております。次に交付金部分でございますが、約 4,200 万円の減ということで、暮らし応援事業の減などが原因ということでございます。

続きまして、19 の扶助費でございますが、約 9,790 万円が増えておりまして、介護・訓練等給付費また児童手当などの増額原因となっております。

次に 22、償還金利子及び割引料ということで、約 1,530 万円ほど増えております。

元金、利子ともに増えておるところでございます。

次に 24 の積立金、約 1,140 万円増ということで、森林環境譲与税基金積立などの増とが要因となっております。

27 の繰出金でございますが、約 1,040 万円の増でございまして、各特別会計繰出金の増減が要因でございます。

最後に、説明欄、説明になりますが、普通会計による性質別経費の状況を、今回当初予算に、当初予算と同時に行いまして、参考といたしまして、歳出予算を、歳入歳出予算を、すいません、歳出だけですね、予算を地方財政状況調査要領に基づきまして、作った表でございます。

この投資的経費の状況をつけておりますが、これにつきましては、主な投資的経費をまとめたものを別表といたしまして添付しておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**日程第 29 「議案第 79 号」 令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計
（事業勘定） 予算**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 29、議案第 79 号「令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第 79 号をご説明いたします。

令和 7 年度多良木町の国民、すみません。

令和 7 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 11 億 4,514 万 4,000 円と定めるものでございます。

これから先の説明は議案説明資料を用いてご説明いたします。そちらをお開きください。

主要内容でございますが、厚生労働省からの通知及び熊本県が算定する市町村国保事業費納付金・標準保険料算定結果表に基づき、当初予算を編成しております。

本年度の予算総額は前年度と比べまして6,821万8,000円減額となっております。

また被保険者数でございますが、県の推計値で、1,825人と、こちらは前年度と比べて204名ほど減少しております。

これからは、事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入です。

款1、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税、1億9,739万7,000円。前年度比2,615万2,000円の減となっております。これは熊本県から示された国保事業納付金の算定額を基本として、保健事業等に必要な保険税額を計上したものでございます。

款の3、項の1、目の2、子ども・子育て支援事業費補助金、770万円。これは、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費用分になっております。

款の4、項の1、目の1、保険給付費等交付金、節の1、普通交付金、8億1,840万円。前年度比3,775万円の減です。こちらは保険給付費に要する費用を県が負担するものでございまして、保険給付費の額が減少傾向にあるため、前年度より減額となっております。

次に、節の2、特別交付金でございます。3,063万2,000円。前年度比721万5,000円の減。こちらは特別な事情により交付されるものでございまして、県が提示する保険者努力支援制度見込額の減、また、公立多良木病院企業団の直営診療施設整備事業に要する費用分の減などが主な要因となっております。

次に、款の6、項の1、目の1、一般会計繰入金、節の1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございます。3,407万円です。前年度より179万9,000円の減です。これは保険税の軽減分を補てんするものとなっております。

同じく節の2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、2,152万8,000円、前年度より114万8,000円の減です。こちらは所得者数に応じて保険税の一定割合を補てんするものです。

同じく節の3、未就学児均等割保険料繰入金、31万4,000円。前年より11万8,000円の減です。未就学児均等割軽減分を補てんするものとなっております。

節の4、職員給与費等繰入金、596万2,000円。前年度比32万3,000円の減。事務費として一般会計から繰り入れるものでございます。

節の5、産前産後保険料繰入金、10万円。前年度比7万8,000円の増。産前産後の保険税軽減分を補てんするものです。

節の6、出産育児一時金、333万3,000円。出産育児費用の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございまして、10名分を見込んでおります。

節の7、財政安定化支援事業繰入金、1,730万9,000円。前年度比41万9,000円の増。こちらは一般会計において、普通交付税に算入されるものを繰り入れるものでございます。

款の7、項の1、目の1、その他繰越金、741万4,000円。前年度比241万7,000円の減。こちらは財源充当のため繰越金を予算化するものです。

続きまして、歳出になります。

款の1、項の1、目の1、一般管理費、1,231万5,000円。前年度比480万9,000円の増です。子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けたシステム改修費用の分が増額となっております。

款の2、項の1、目の1、療養給付費、こちらは被保険者に係る医療費に要する保険者負担分となっております。近年の支出状況により計上しております。給付費の額が減少傾向にあるため、減少、予算額が減っております。

同じく目の2の療養費320万円、前年度比20万円の増。被保険者に係る柔道整復、補装具、あんま等に要する保険者負担分となっております。近年の支出状況により計上しております。こちらのほうは給付費が増加傾向にあるため、予算が増えております。

同じく項の2、目の1、高額療養費、1150万、申し訳ございません、1億1,500万、200万円の前年度より増額しております。同月にかかった医療費の自己負担限度額を超えた分の保険者負担分となっております。近年の支出状況により計上しております。こちら支出額が増加傾向にあるため、増額となっております。

同じく項の4、目の1、出産育児一時金500万、10名分を見込んでおります。

款の3、項の1、目の1、一般被保険者医療費給付費分、1億8,820万9,000円。前年度比2,211万4,000円の減となっております。こちらは熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額を計上しております。

同じく項の2、目の1、一般被保険者後期高齢者支援金等分、6,179万2,000円。前年度比640、申し訳ございません。前年度比464万3,000円の減です。こちらは熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額を計上しております。

同じく項の3、目の1、介護納付金分、2,111万5,000円。前年度比619万7,000円の減。熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額をこちらにも計上しております。

次に、款の6、項の2、目の1、特定健康診査事業費、2,679万8,000円。前年度比29万3,000円の増です。こちらは特定健康診査や保健指導などを行うための費用となっております。

款の7、項の1、目の1、国民健康保険給付基金積立金、33万9,000円、前年度より32万9,000円の増となっております。基金利子相当分を積み立てるものでございます。

最後に、款の8、項の2、目の1、直営診療施設勘定繰出金400万円。前年度比275万円の減。こちらは公立多良木病院企業団会計の繰出金となっております。直営診療施設整備事業に要する費用分が減額となったため、減っております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

ここで時間が1時間経ったようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

（午後03時01分休憩）

（午後03時10分開議）

日程第30 「議案第80号」 令和7年度多良木町国民健康保険特別会計 （直診勘定）予算

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第30、議案第80号「令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第80号をご説明いたします。

令和7年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ850万9,000円と定めるものでございます。

ここから先の説明は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

主な内容でございますが、公立多良木病院企業団へ委託している槻木診療所の運営費に係るものでございまして、公立多良木病院槻木診療所特別会計の予算を参考に当初予算を編成しております。

本年度の予算総額は前年度と比べまして350万4,000円の減額となっております。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入です。

款の1、項の1、目の1、へき地診療所運営費県補助金、575万4,000円。前年度比45万6,000円の増です。これは公立多良木病院槻木診療所予算をもとに、県の補助対象基準額の3分の2を計上したものでございます。

次に、款の2、項の1、目の1、一般会計繰入金275万3,000円。前年度比396万円の減です。槻木診療所運営に係る費用から県補助金を差し引いて不足分を一般会計から繰入れたものでございます。

続きまして歳出です。

款の1、項の1、目の1、一般管理費、節12、委託料、850万。前年度比350万円の減です。これは槻木診療所の業務委託料が減となったものでございまして、公立多良木病院槻木診療所予算で繰越金の見込額が増加しております。また、今年度は医療機器の購入がないことや、医療品の在庫があるということで、全体的に下がっておるといようなこととでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願い致します。

日程第31 「議案第81号」 令和7年度久米財産区特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第31、議案第81号「令和7年度久米財産区特別会計予算」について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは議案第81号についてご説明いたします。

令和7年度久米財産区特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,581万7,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で説明させていただきます。

主な内容といたしましては、久米財産区管理会の運営費久米財産区有林造林事業経費、予算総額につきましては1,581万7,000円で、対前年度比58万7,000円の増額となっております。

続きまして、事項別明細書の主なものについてご説明をいたします。

まず歳入になります。

款1、項2、目1、不動産売払収入、節1、その他不動産売払収入、510万9,000円。間伐搬出事業（6ha）による原木等売払い収入になります。前年度比95万7,000円の増額となっておりますが、間伐面積の1ha増、山林の状況及び現在の市況を参考に㎡単価を検討し計上しております。

款2、項1、目1、財産区基金繰入金、節1、基金繰入金、693万4,000円。久米財産区積立基金からの繰入金となります。前年度比6万3,000円の減額となっております。

款2、項2、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金、345万2,000円。久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請が出来ないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入れするものでございます。前年度比71万4,000円の増額となっておりますけれども、間伐面積の増加が要因となっております。

款3、項1、目1、繰越金、節1、繰越金、30万円。前年度繰越金となります。繰越金が確定していないため、30万円で計上をさせていただいております。

歳出。

款1、項1、目1、管理会総務費、314万3,000円。久米財産区管理会運営費等の経費となり、なっております。前年度比16万7,000円の増額となっております。

節1、報酬、99万4,000円。久米財産区管理会委員、7名分の報酬になります。

節27、繰出金、180万2,000円。会計年度任用職員1名分の雇用費用の半額を一般会計へ繰り出しをいたしております。

款2、項1、目1、財産造成管理費、1,242万4,000円となっております。久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。前年度比42万円の増額となっておりますけれども、作業道等の修繕料、間伐面積の増加、J-クレジット創出事業委託料などが要因となっております。

節10、需用費、修繕料、80万円。利用間伐箇所等の作業道修繕料として計上しております。

節11、役務費、138万6,000円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合の販売手数料等ということで88万6,000円、森林保険掛金、42.19ha分としまして、50万円。

節12、委託料、983万6,000円。伐出費（土場から市場までの運搬経費）としまして、111万6,000円。

間伐等森林整備促進対策事業（伐採から土場まで）ということで、545万1,000円。森林監視等委託、2名分としまして26万9,000円。J-クレジット創出事業委託料、モニタリング調査、認証審査と合わせまして、300万円を計上させてもらっております。

節26、公課費、27万3,000円。インボイス制度による消費税になってまいります。

款3、項1、目1、積立金15万円。久米財産区基金積立金となります。当初では確定できないため15万円を計上をさせていただいております。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

説明を終わります。

どうぞよろしくお願いします。

日程第32 「議案第82号」 令和7年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第32、議案第82号「令和7年度多良木町上水道事業会計予算」について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第82号、令和7年度多良木町上水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条総則、令和7年度多良木町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量としまして、第2条、（1）給水戸数ですが、3,509戸、（2）年間総給水量、78万9,667 m³、（3）一日平均給水量、2,164 m³、（4）主な建設改良事業、配水管の布設替工事となっております。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。

収入です。

第1款、第1項、営業収益で1億5,204万6,000円。第2項で、営業外収益、1,340万2,000円。これらの数字におきまして、水道事業収益として総額1億6,544万8,000円を見込んでおります。

次に支出です。

第1款、水道事業費用として、総額1億3,541万4,000円。この内訳としまして、第1項、営業費用、1億2,632万4,000円。第2項、営業外費用、909万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額については、次のとおり定めるものです。予定額につきましては、次のページに記載しております。

まず収入です。

第1款、資本的収入、2,000円。内訳としましては、第2項として、負担金、2,000円としております。

次に支出です。

第1款、資本的支出、7,481万9,000円。内訳としまして、第1項、建設改良費、5,229万3,000円。第2項、企業債償還金、2,254万6,000円としております。

以上のことから、資本的収入及び支出の、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,481万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金5,245万6,000円と減債積立金処分額2,236万1,000円で補填するものいたします。

第5条においては、一時借入金の限度額、第6条においては、職員の給与費を計上しております。

これ以降につきましては、議案説明資料にて説明させていただきます。

切替えをお願いいたします。

主な内容ですが、収益的収入及び支出で収入ですが、長期前受金の減少に伴う前年度からの減、前年度比減となっております。

支出が経常経費及び減価償却費の増加に伴う前年度増となっております。

資本的収入及び支出ですが、支出においては、主な事業としまして、加圧ポンプの更新、老朽管の更新、計装盤の改修、これは監視システム装置の設置を予定しております。

第2条の業務の予定量ですが、先ほど申しました数字と対前年比としまして、30戸増える予定です。年間の総給水量は、対前年比1,336 m³減少する見込みです。1日平均の給水量は4 m³減少する見込みとしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額のうち、収入ですが、水道事業収益としては、対前年比676万3,000円減少する見込みです。これは水道料金の減少に伴うものと予想しております。

次に、支出です。

水道事業費用として、1,182万7,000円の減としております。これは減価償却等が進んだことによる、経費の減などが要因と挙げられます。

次に第4条です。資本的収入及び支出、支出の予定額は、収入は増減はございません。

支出ですが、資本的支出として、1,118万2,000円減少します。企業償還の元金の減少に伴うものです。

次に、第4条は、先ほど説明の、補填財源については、先ほど説明しましたので、割愛させていただいて、予算説明書ですが、第3条のほうで、款1、項1、目1、節1の水道料金で1億5,167万4,000円を見込んでおります。対前年比603万1,000円の減、給水人口等の減少によるものです。

次に、同じく項2、目2、節1、長期前受金戻入ですが、1,168万3,000円、対前年比86万7,000円の減少です。前受金の減少に伴うものとなっております。

支出です。

款1、項1、目4、総係費、2,996万5,000円。対前年比296万2,000円の減です。令和6年度においては、計装盤の改修設計業務委託を計上しておりましたが、7年度はございませんので、その分が減少しております。

款1、項1、目5、節1、有形固定資産減価償却費、6,213万8,000円。対前年比849万6,000円を見込んでおります。

次に、款1、項2、目1、節1、企業債利息、139万6,000円。対前年比86万7,000円の減。企業債の償還額の減少に伴うものとなっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出ですが、款1、支出のほうです。

款1、項1、目1、営業設備費として29万3,000円。対前年比189万9,000円の減。水道メーターの取替数量の減少による、対前年度比減少となっております。

次に、同じく、款項で、目の4、原水及び配水設備費ですが、1,650万円。対前年比500万円の増となっております。こちらについては、赤木第1加圧所、小川加圧所の改修工事を行う予定としておるため、前年比よりも増となっております。

次に同じ款項で、目の5、配水設備更新費3,000万円、対前年比500万円です。更新工事計画に伴う減少となっております。

次に、款1、項2、目1、企業債償還金2,252万6,000円。対前年比928万3,000円企業債の償還額の減少に伴うものです。

次に、予定損益計算書ですが、第3条予算の収支による当年度純利益は2,774万9,000円を見込んでおります。対前年比540万4,000円。こちらは原価償却費や企業債支払利息の減少によるものとしております。

次に予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金の期末残高を2億4,930万3,000円と予定しております。対前年比4,101万7,000円の増です。投資活動によるキャッシュ・フローの減少及び財務活動によるキャッシュ・フローの減少により資金期首残高の増加によるものとなっております。

次に予定貸借対照表です。消費税抜きで表示しております。資産の部、資産合計を14億946万585円と予定しております。負債の部、負債合計は3億3,396万4,452円。資本の部、資本合計が10億7,549万6,133円を予定しております。

最後に、末尾に給与明細を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

日程第 33 「議案第 83 号」 令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 33、議案第 83 号「令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算」について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 83 号、令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

総則、第 1 条としまして、令和 7 年度多良木町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量としまして、第 2 条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

1、接続人口、4,740 人、2、年間総数処理水量 69 万 5,325 m³、3、主な建設改良事業につきましては、流域下水道建設負担金として、2,898 万 6,000 円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入です。

第 1 款、下水道事業収益としまして、3 億 2,199 万円。内訳として、第 1 項、営業収益、1 億 1,920 万 2,000 円。第 2 項、営業外収益、2 億 28 万 3,000 円。第 3 項、特別利益、250 万 5,000 円を予定しております。

次に支出です。

第 1 款、下水道事業費用、3 億 2,198 万 8,000 円。内訳としまして、第 1 項、営業費用、2 億 9,211 万 2,000 円。第 2 項、営業外費用、2,984 万 6,000 円。第 3 項、特別損失、3 万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でございます。

次のページに移らせていただきます。

収入です。

第 1 款、資本的収入、5,652 万 2,000 円。内訳として、第 1 項、企業債、2,890 万円。第 2 項、出資金 2,762 万 2,000 円。

次に支出です。

第 1 款、資本的支出、1 億 5,415 万 5,000 円。内訳として、第 1 項、建設改良費、2,898 万 6,000 円。第 2 項、企業債償還金、1 億 2,516 万 8,000 円。第 4 項、その他資本的支出、1,000 円を予定しております。

これらのことから、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,763 万 3,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 9,763 万 3,000 円で補填するものといたします。

次に企業債です。

第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものとして、起債の目的、下水道事業債、限度額、2,890 万円を予定し、計上しております。

第 6 条は一時借入金、第 7 条については、予算の流用について記載しております。

第 8 条、他会計からの補助金として、次の経費に充てるため、一般会計からこの会計を受け入れる補助金等は、次のとおり定めるものです。

(1) 下水道事業経費、1 億 3,378 万 1,000 円と定めております。

以降については、議案説明資料にて説明させていただきます。

切替えをお願いいたします。

主な内容としては、業務量の予定としては、年間汚水量が増加する見込みでございます。

それと域流域下水道建設負担金が前年度よりも 1,000 万円増加する予定となっております。7 年度においては、下水管路の調査業務委託及び下水道事業の経営戦略の策定業務委託を予定しております。

業務の予定量としては、接続人口は前年度よりも 5 人減少する見込みです。年間の総処理水量は前年度よりも 2 万 3,725 m³増加する見込みとしております。接続件数が増加する見込みでおります。

主な建設改良事業としては、流域下水道の建設負担金ですが、これは対前年比 1,041 万 3,000 円の増となっております。内容としては、汚泥脱水機及び除塵機改築更新工事、管理棟の耐水化工事などが挙げられております。

第 3 条の収入の下水道収益は対前年比 1,533 万円の増を見込んでおります。下水道使用料、他会計補助金、国庫補助金の増加によるものです。

支出ですが、下水道事業費用として 1,577 万 8,000 円の支出の増を見込んでおります。管路の点検及び経営戦略の策定業務委託の実施、汚水処理負担金の増加によるものです。

次に第 4 条ですが、収入です。

資本的収入が、318 万 4,000 円増加する見込みです。下水道事業債の借入れによる増加です。

資本的支出のほうですが、318 万 4,000 円増加する見込みです。流域下水道建設負担金の増加によるものとなっております。

先ほど申しましたので、第 5 条関係と第 8 条関係には、ちょっと割愛させていただいて、次の予算説明書に移らせていただきます。

第 3 条、収益的収入及び支出です。

収入。

款 1、項 1、目 1、下水道使用料、1 億 1,920 万円。対前年比 113 万 5,000 円。接続件数の増加による増を見込んでおります。

同じく款の、項 2、目 2、他会計補助金で 1 億 3,378 万 1,000 円。対前年比 806 万円の増です。管路点検や経営戦略の策定業務委託に伴う増加となっております。

同じく款項で、目の 6、国庫補助金 412 万円ですが、これは、管路点検業務委託の実施に伴う社会資本整備総合交付金によるものとなっております。

次に支出です。

款 1、項 1、目 1、污水管渠費、2,362 万 8,000 円。対前年比 5 万 7,000 円の増。管路点検業務委託を実施する予定です。

同じく款項で、目の 3、総係費、1,343 万 4,000 円。対前年比 524 万 3,000 円。下水道事業の経営戦略策定業務委託を実施するための増加となっております。

次に、同じく款項で、目の 4、流域下水道維持管理負担金、9,594 万 8,000 円、対前年比 924 万 6,000 円。こちらについては、年間汚水量の増加見込みによる負担金の増となっております。

次に、款 1、項 2、目 2、消費税及び地方消費税で、1,573 万 1,000 円計上しております。昨年度から予算の費目の組替えを行ったことにより、新たに計上させていただいております。

そのことで次の同じ款項で、目の 3、その他営業外費用、対前年比 557 万 5,000 円の減でありまして、それで予算を組替えております。

次に、款 1、項 3、目 4、その他特別損失で、683 万 3,000 円の減少となって、減としております。公営企業会計移行完了に伴う減となっております。

次に第 4 条、資本的収入及び支出です。

収入です。

款 1、項 1、目 1、節 1、下水道事業債、2,890 万円。対前年比 1,090 万円の増。流域下水道の負担金増に伴うものとなっております。

次に、款 1、項 2、目 1、節 1、他会計出資金、2,762 万 2,000 円。対前年比 771 万 6,000 円の減。基準外出資金の減によるものとなっております。

次に支出です。

款 1、項 1、目 1、污水環境建設費、2,898 万 6,000 円。対前年比 1,041 万 3,000 円。こちらは流域下水道建設改良の負担金となっております。

次に項 2、目 1、下水道事業債償還金、1 億 2,516 万 8,000 円。対前年比 723 万円の減。企業債の元金償還額の減少によるものです。

次に、予定損益計算書、税抜ですが、第 3 条予算の収支による当年度純利益は、1,573 万 5,000 円を予定しております。対前年比 1,573 万 5,000 円です。

次に予定キャッシュ・フロー計算ですが、資金の期末残高は 6,271 万円を予定しております。

次に予定貸借対照表です。

期末における資産合計を 48 億 2,300 万、もとい、48 億 2,037 万 6,220 円。負債合計を 26 億 610 万 9,027 円。資本合計が、22 億 1,426 万 7,193 円を予定しております。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。
以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

日程第 34 「議案第 84 号」 令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次、日程第 34、議案第 84 号「令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算」について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは議案第 84 号、令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 7 年度多良木町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 1,771 万 1,000 円と定めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

主な内容でございますが、第 9 期介護保険事業計画による給付費の推計値や過去の伸び率及び実績を考慮して編成をしております。対前年度比 5,210 万 4,000 円の増です。

介護保険被保険者数の見込みは 3,655 人としております。

事項別明細書の主なものでございますが、まずは歳入でございます。

款の 1、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料、2 億 7,691 万 9,000 円。前年度比、174 万円の増となっております。こちらは所得段階ごとの対象見込み数の増減等により算出しております。

款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、2 億 6,532 万 1,000 円。前年度比 748 万 6,000 円の増でございます。こちら、施設費総額の 15%、その他のサービス費総額の 20%を計上しております。

項の 2、目の 1、調整交付金、1 億 3,285 万 2,000 円。前年度比 667 万 4,000 円。前年度の交付率で算定しております。

目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、915 万 3,000 円。事業費総額の 25%を計上しております。

目の 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1,858 万 7,000 円。総事業費の総額 38.5%を計上しております。

目の 4、保険者機能強化推進交付金、105 万 9,000 円。

目の 5、介護保険者努力支援交付金 188 万 9,000 円。

目 4 及び目 5 につきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みの達成状況により交付されるものでございます。

続きまして、款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金、4 億 423 万 7,000 円。給付費総額の 27%を計上しております。

目の 2、地域支援事業支援交付金、988 万 6,000 円。事業費総額 27%分を計上しております。

款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、2 億 2,126 万円。施設費総額 17.5%、その他のサービス費総額 12.5%で計上しております。

項の 2、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、457 万 6,000 円。総事業費総額の 12.5%。

目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、929 万 3,000 円。事業費総額 19.25%分を計上しております。

款の 7、項の 1、目の 1、介護給付費繰入金、1 億 8,714 万 7,000 円。施設費総額の 12.5%、その他のサービス費総額 12.5%分を計上しております。

目の 2、その他の一般会計繰入金、節 1、事務費繰入金、3,232 万 3,000 円。前年度比 1,221

万 1,000 円の増となって、1,221 万 1,000 円を計上しております。増の要因でございますが、球磨郡介護認定審査会認定システム標準化改修に伴います、町村負担金の増によるものでございます。改修費総額 5,183 万 3,000 円のうち、多良木町負担分としまして 998 万 9,000 円を計上しております。

目の 3、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、457 万 6,000 円。総事業費総額の 12.5%。

目 4、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、929 万 3,000 円。総事業費の総額 19.25%を計上しております。

目の 5、低所得者保険料軽減繰入金、1,562 万 7,000 円。低所得者の保険料を軽減するための繰入金としております。国県負担分を一般会計で繰入れて、町負担分と合わせて特別会計へ繰り入れるものでございます。負担割合は国 50%、県 25%、町 25%となっております。

項の 2、目の 1、介護給付基金繰入金、1,362 万 2,000 円。財源調整分を繰入れております。続きまして歳出です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、146 万円。前年度比 11 万 9,000 円の減となっております。

項の 3、目の 1、認定調査等費、2,974 万 8,000 円。前年度比 1,214 万 8,000 円の増となっております。増の要因でございますが、公用車購入費用及び球磨郡介護認定審査会認定システム標準化改修に伴います町村負担金の増によるものでございます。

款の 2、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費から款の 2、項の 6、目の 1、特定入所者介護サービス等費につきましては総額 14 億 9,717 万 6,000 円としております。前年度比 4,455 万 4,000 円となっております。給付の推移や事業計画での見込値等を勘案して各予算を計上しております。また、増の要因でございますが、介護サービス給付費のうち、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス費の増によるものでございます。居宅介護サービス給付費につきましては、前年度比 2,099 万円の増、施設介護サービス給付費、前年度比 2,298 万 9,000 円となっております。

款の 3、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、2,562 万 6,000 円。前年度比 510 万 7,000 円の減。前年度実績を勘案勘案して予算を計上しております。

項の 2、目の 1、一般介護予防事業費、1,089 万 9,000 円。前年度比 46 万 1,000 円の増。

項の 3、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節 12、委託料、1,237 万 3,000 円。こちらは上球磨地域包括支援センターの運営委託料としまして、基本事業分を計上しております。

目の 3、在宅医療・介護連携推進事業費、節 12、委託料、418 万 2,000 円。上球磨地域包括支援センターへ委託しております。こちらは重点事業の医療介護連携分として計上しております。

目の 5、認知症総合支援事業費、節 12、委託料、915 万 7,000 円。こちらも上球磨地域包括支援センターへ委託しております。重点事業の認知症施策推進事業分でございます。

目の 6、地域ケア会議推進事業費、節 12、委託料、69 万 3,000 円。こちらも上球磨地域包括支援センターへ委託しておりまして、重点事業の地域ケア会議推進事業分としております。

款の 5、項の 2、目の 1、一般会計繰入金 263 万 5,000 円。介護給付費適正化事業を一般会計予算で実施するための、保険者機能強化推進交付金の一部を繰り出すものでございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 35 「議案第 85 号」 令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 35、議案第 85 号「令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算」について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第 85 号をご説明いたします。

令和 7 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 248 万 5,000 円と定めるものでございます。

以降の説明につきましては、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

主な内容でございますが、令和 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合当初予算に基づいて予算を編成しております。

多良木町における本年度の予算総額は、前年度比 668 万円の増となっております。

被保険者の見込み数でございますが、2,258 名と前年度より 43 名増加する見込みでございます。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入です。

款の 1、項の 1、目の 1、特別徴収保険料、8,515 万 3,000 円。前年度比 87 万 6,000 円の増。目の 2、普通徴収保険料、4,840 万 6,000 円。90 万 6,000 円の増。これらは、後期高齢者広域連合で示された多良木町の保険料負担額を計上したものでございます。

款の 3、項の 1、目の 1、子ども・子育て支援事業費補助金 330 万。こちらは、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費用分となっております。

款の 4、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金、6,379 万 9,000 円。前年度比 208 万 3,000 円の増。保険料軽減分の繰入金で、後期高齢者広域連合から示された額を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

款の 1、項の 1、目 1、一般管理費、419 万 8,000 円。前年度比 311 万 7,000 円の増。これは後期高齢者医療保険事務に係る支出でございますが、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた電算システム改修に伴う増額となっております。

最後に款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療連合納付金、1 億 9,735 万 9,000 円。前年度比 386 万 5,000 円の増です。これは後期高齢者広域連合で示された額を計上したものととなっております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

以上で日程第 5、「議案第 55 号」から日程第 35、「議案第 85 号」までの説明が終わりました。

以上の議案については、3 月 17 日に審議採決を行います。

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 04 時 01 分散会）